

平成26年12月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7番	平野広行	8番	三浦義光
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書 記	浅野 克教
書 記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

弥富市には私鉄が3本ありますが、この私鉄の中の鉄道部門、ここの中について固定資産税というのは一体どうなっておりますか。担当者でいいです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 私鉄が近鉄、JR、名鉄の3社でございますが、その用地の固定資産税ということでございますが、固定資産税の中には償却資産というものもございます。その車両等につきましては、地方税法の第389条第1項という規定がございまして、それに基づきまして、その車両が賦課期日現在において走行すべき路線の所在する市町村において軌道の単線換算キロ数や走行キロ数によって案分されます。

それが各市町村に、総務大臣のほうより配分されまして、金額が通知がございまして。その通知後、各鉄道事業者が市内に所有する鉄軌道の土地、また駅舎の建物、そういった税額と、先ほど説明しました通知がございました配分税額を納税通知書で各鉄道事業者に送付して課税を行っているという次第でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 一般的には、固定資産税というのは住宅あるいは地主さん、あるいは

は業者なんかが取得したものが固定資産税を納めるというのが原点になっておりますけれども、この中で鉄道部分について聞いたんですけれども、そうしたら電車の中に広告とか、それから線路横に看板がありますね。これは別事業だと思うんだね、鉄道以外のね。

鉄道は運賃を取ってするわけですが、これはまた別事業だと思いますね。この辺についてはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず市税という観点でございますが、市税には固定資産税というのがありまして、その固定資産税については先ほど説明した形で弥富市のほうから課税させていただきます。

それで、今御質問がございました鉄道内の広告とか看板によって営業利益が上がった場合に、それについてはまた別の、国税のほうだと思いますが、そちらのほうで課税されるということで、それは市税ではないということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、中電なんかだと市道なんかにしておるところは、電柱1本で1,300円近くいただいておるわけだな。これは今から大体20年ぐらい前かな、三宮議員からそういう提案があって取るようになったわけね。その前は取っていなかったわけ。

だから、広告については当然今の消費税も入るわね。そうすると、その消費税は一遍どういうふうになっていますか。市にいただけるのか、あるいは市というのは市で償却したいいわゆる消耗品に対しての消費税は、市のほうに、国に一遍100%納めるんですけれども、地方に1.7%、あるいは国のほうからさらに特別交付税ということで消費税の中から1.4%、合わせて3.1%だと思いますけれども、こういうふうに対してあるわけね。

だから、近鉄もJRも名鉄も、看板とかいろんなものをやっているわけね。そうすると、その看板をつくるには当然消費税がかかりますね。その消費税は一体どういうふうにもらっていますか、加算されておるのか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 消費税につきましては、まず法人の場合に、その消費税を本店の所在地のほうで申告していただいて納めていただくという都道府県税ということでございます。

それで、この地方消費税というのは、その税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税でございます。流通段階では最終的な消費地を把握することができないために本店のほうで申告するわけですが、都道府県下において、消費に関連した基準によって清算を行うと。

さらには、その納められた都道府県が市町村の人口や従業員数で案分して交付するという

形でございますので、消費税の中で地方消費税として納めていただいたのは、市にはそういった基準によって来ます。来ますが、それが例えば近鉄、JR等の納めた消費税がその中のどれだけ来るかというのは、そういうことは今の話でいろんな複雑な計算によって来ますので、そういった率まではちょっと計算できないということで、ただ全国の消費税の総額でやって、弥富市にどれだけ地方消費税が来ておるかということにつきましては、ここ数年来、大体4億4,000万ぐらいで推移しておりまして、それが今度消費税率が上がったことによって3億円ぐらいプラスになるということは推計でございますが、推計しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、私鉄がもとレールを敷いてあったところ、こういうところが今名鉄なんかだと駐車場になっておるわね。当然これは消費税を取らなならん。

それから、海老江から小島に当たるところ、あれは線路のかけかえによってかなりの敷地があいておるわけね。その中には大きな草が生えて、地域にとっては防災的に危険だということもあるわけね。この敷地外だから、線路以外の中の土地に対しては、市はどのように税金をかけておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 鉄道会社が経営している例えば駐車場、これにつきましては線路外でございます。

それにつきましては固定資産税でございますが、それは土地の現況の状況に応じて課税しております。例えば、駐車場であれば雑種地ということで、鉄道事業者に課税を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の空き地の分については何坪の固定資産税をかけていますか。

それから、市街化地域であるから雑種地だと思うね、これは。雑種地だと税率高いわけね、2分の1とか、そうなるわけ。その分だと、例えばそこに1万平米あったとなれば、その課税の金額というのはわかるはずでしょう。それは一体幾らとか、それからレールの跡、さっき言った駐車場は事業をやってみえるわけね。事業をやっているから、ここについては当然いわゆる宅地というか雑種地というか、そういうことに当たると思うんでね。

そうすると、このものが、野放しのような格好で今までずうっと続いておるわけね。だからこの辺について、わからなかったらわからんで、急だからいいんです。大体、おおよそでもいいから、わかればいいし、わからなきやわからんでいいです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、今資料は持ち合わせておりませんということと、各納税義務者の個々の税額はちょっとお答えすることができないということもありますので、ちょっと御容赦願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） よくわかったんですけども、9月議会で一般質問したときには、市側の答弁では、転落防止をホームにつけてくださいと言ったら、市税がかかりますよという話であったんですけども、これは本当に市税で転落防止をするのかしないのか、どっちなんだろうか。もしわかったら教えてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） おはようございます。

答弁させていただきます。

議員の御質問でございますが、バリアフリー法というのがございまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律がございまして、それに基づきまして移動等円滑化の促進に関する基本方針というのがございます。これにおきましては、国、地方公共団体、鉄道事業者によります三位一体の取り組みが必要不可欠となっております、ホームドアまたは可動式の柵につきましては、障害者、視覚障害者の転落防止をするための設備といたしまして非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要であることから、国は地方公共団体に対して、鉄道を利用する地域住民の福祉の増進を図る観点から、鉄道事業者の設備投資に国のみならず地方公共団体においても必要ということで負担金の支援を求めようとなっております。

必要な支援を行うことによりまして、その促進を図るよう努めることになっておることから、国、地方自治体、それから鉄道事業者がそれぞれ費用負担をする必要があるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

追加答弁をさせていただきますけれども、市民の皆様の願いという形の中で、近鉄弥富駅のホームと外部とを連絡するエレベーターの設置をさせていただきました。平成22、23年のころであったと思っております。

近鉄のOBの方には大変御尽力をいただいたところでございますけれども、私どもはあのエレベーターの設置に関しましても、4基全部であるわけでございますが、3分の1の補助を出していただきました。3分の1はいわゆる自治体負担という形の中で、1基自治体負担をさせていただきます。そして国のほうの負担が1基、そして近鉄の事業者が1基ということで、あと1基は丸々弥富市が補助金を出しているというか、設置しているという状況でござ

ございますので、4基の状況の中では、いわゆる総数としては2分の1の補助金額を出して敷設させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長も電車に乗られるかもわかりませんが、近鉄やJRでもそうですけれども、転落防止がホームの中についておるわけね。あれは弥富市が出してないと思うんだね。ただ事業者が、私鉄がみずからもって危険だと思いつけられたわけね。

だから、ホームが長く西東になっておるんですけど、あの先っぽは落ちないように転落防止がついておるわけね、あれ。それから階段に行くところにも転落防止がついておる。あれは私鉄がみずから、弥富市にこの負担金をくださいとってつけたものじゃないと思うんやね、そうでしょう。そういうことができるわけね。

だから、市長、見てもらうとわかるけれども、これがあるわけですね。駅で毎日作業しておる人でも、このくらい自分がおそがいから、のぞいてホームを見ておるわけね。自分の経営しておる会社自体も、危ないことがわかっておるわけなんです。

この方は若かったから助かりましたですけども、弥富の今のホームなんか、私は見えました。急行、準急のとまるところについては、ホームの下はくぐれないように、わざわざコンクリの板が張ってあるんです。電車のとまらない先のほうは、ホームはそこが通れるようになっていきます。避難ができるようになっておる。

だから、そういうことだったら転落防止をつけなきゃいけないよということなんです。なぜ急行、準急の電車がとまるところだけが、そのホームのところだけがコンクリを打って避難ができないようになっておるわけ。その先の電車のとまるところは、ホームはそこがみんな右左に行けるようになっていきます、避難ができるように。

こういうことについては、総務部長、見られたことはありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） そういうのは、見たことはございません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） やっぱり私鉄も弥富市にとっては大事なことであります。

できれば、市長からも提案していただきたいというのが私個人的に思っていますけれども、駅前整備なんかは私鉄にやっていただいて、あと残りの分は、車新田とか市長の住んでみえる鯛浦なんかは調整区域でまだ人口は少ない。その周りを区画整理をやるなりして、人口をようけどんどん電車に乗れるようにすれば、私鉄だってもうかるわけね。

だから、私鉄に駅前整備をやらせて、弥富市は区画整理や宅地事業をやるというふうにしなないと、愛西市が今度7.3ヘクタールかね、工業団地というのをつくってやっていますね。弥富市は4万5,000ぐらいの人口の中では、全国で一番裕福で利便性のあるところと見る。

高速道路は2本通っています。国道1号線、名四、中央道、それから日光線、中央幹線もそうですね。こういうふうに、どんどん弥富市はどこから来てもいいようになっています。

そうすると、鍋田のほうでも今十四山のほうでも、農地で本当に利用価値を惜しがっている。そういうところが開発したり何かすれば、もっともっと電車に乗る人が多くなれば近鉄だって、我々事業者、事業を自分でやっていますけど、事業者でも設備投資というのは3年とか10年とか、そういう期間を持ってやるわけね。私鉄もそういうことを、市長はこれから提案をして、今までにないことをやるのが改革であって、今の都市計画事業に入ると思うんですけども、こういう点についてはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、大原議員から、地下鉄におけるスマホに夢中になったりというような形の中で、ホームへ転落した方の事例が載っております。

私ども、今弥富市の近鉄駅を利用される方は約1万2,000人と聞いております。そういう状況の中で、弥富駅における安心・安全ということに対して、近鉄さんにお話をさせていただきました。

これは大原議員が9月議会の中で、いわゆる特急の通過であるとか、あるいは急行という形の中での通過、そういうような状況に対しては非常にスピードが速いということに対する危険だから、ホームに柵を設けて安全策を講じたらどうだということで、このお話をいただきまして、私どもは、この管内を管理するのは四日市にございまして、四日市が近鉄の事業所でございますけれども、そのところについてお話をさせていただきました。

今、近鉄は大阪から名古屋、各駅ございますけれども、全ての駅でそのようなことは考えていないということでございました。よって、具体的に予算化をすとか、あるいはその計画を具体的に進めるとかということは、今のところ考えていないということでございます。

この理由の一つといたしましては、近鉄が軌道を走っている電車の種類が非常に幅広くある。1両に対して2つのドアしかない特急であるとか、あるいは急行であるとか、あるいは普通電車のように3カ所、4カ所という状況の中でその乗降のドアがあるという形の中において、ホームの中で基本的にそのように工作ができないというようなことでございます。そういう形の中で、今現在としては考えていない。

しかしながら、毎日いわゆる安全策については構内のアナウンスという形の中で、携帯電話に対する注意事項であるとか、あるいはスマホに対する取り扱いということについては、十分安全を考えていただきたいということをお話しされております。また、実際私もそのようなことを聞いておりますので、そういったことを強くこれからもお願いしていくわけでございますけれども、柵につきましては、車両の関係等々で今のところ考えていないというのが近鉄側の回答でございましたので、御報告申し上げます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が思うには、市長の考えとよく似ておるんですけれども、電車だけの利用者で利益を上げておれば相当の利益があるはずですよ。けど、電車でもうけたお金を他のレジャー施設とか、阿倍野にああいうビルをつくって、そっちへ投資しておるわけね。

弥富市にも、転落でもそうですけれども、今市長が市道で危ないところについてはガードレールをつけていただいたり、フェンスをつけていただいたり、平島町なんかでも水路がようけあります。こういうところについても、鯛浦のほうでもそうですけれども、そういうふうにやっぱり持つ人がその責任をとることが管理者であり、それから製造責任者というのが法律であります。

こういうのがやっぱりいかんというんじゃないで、あの特急なんかでも時速100キロぐらいで通るわけね。急行の場合とか準急はとまるでいいんですけれども、そうしたら今の名古屋駅なんかは新幹線が通るわね。あれフェンスが全部自動的にこうなっておる。豊橋でもそうです。豊橋は特急が通るとそうになっています、つい立てね。あれなんかでも、恐らくJRが全部つけておると思うんですね。恐らく豊橋とかそういうのはつけてないと思う。それは自分のところが安全性、それから製造しておるその責任者、やっぱりその事業をやる責任者、こういう人が責任を持ってやる。

弥富市だと道路管理者は市長でありますね。それから防災についてもそうです。市民の安全・安心を守るのは市長の役目であって、その役目を果たして今やっつけておる。それだから今弥富に住んでいる皆さんが、弥富に住みたいというまちづくりを今つくっていただいております。この8年間でかなりのものは市長がやっつけていただきました。平島の日の出小学校でもそうです。あれだけのものをつくっていただいた。平島町の人には本当に感謝しております。

それはそのところの各市としてやっつけておる、こういうのが基本であるから、やっぱり近鉄でも市長の言われるようにつけないじゃなくて、自分でホームをつくった以上、ホームの転落防止は当然、我々なんかだと、自分のことを言いますと、プロパンなんかだと家庭に供給します。これについては地震対策として、転倒防止として鎖をつけています。あれはお客さんにもらっていないですよ。それは自分が販売する義務としてつけておるわけ。

こういうのも含めて、できたら再度また市長にお願いするんですけれども、交渉していただいて、何とかして、弥富市も何年か前に言ったように、線路から誤って落ちて亡くなられた方もあります。こういうのがありますから、まして市長がよく御挨拶いただくところの中には、高齢者も弥富市は1万2,000人となったり、あるいは認知症が700人ぐらいとなったり、そういうことがあります。

電話をしたり、メールを持ったりする人でも、やっぱり緊急として国のほうから、地震が

あつたり災害があつたときにはすぐその方に知らせるために皆さん持ってみえる。文明の利器ということになっております。こういうのも含めて検討していただくということで、別に答弁は要りませんが、次に行きます。

市税の滞納というのは、一体年度ごとに幾ら、あるいは累積で幾ら、5年間過ぎたらその分はなくなってしまうということであるから、この辺のところについては一体どのくらいになっているんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市税の滞納ということでございますが、平成26年の10月末現在で、市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税、この4つを合計しまして3億2,436万4,874円というのが10月末現在の滞納金額でございます。

ちょっと済みません、訂正させていただきます。

今、私がお答えさせていただいたのは、10月末現在の調定金額でございまして、その中には本年の4月1日から10月末までの納税された金額がございますので、それを差し引きますと合計2億6,976万2,297円ということでございます。失礼しました。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） これは年度でしょう。私が言っておるのは、年度と累積の5年間のものを合わせると幾らですかということです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今お答えさせていただいたのは、市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税の4税で、その中には25年度の税金もございまして、それ以前の税金もございまして。全ての滞納金額の合計という形でお答えさせていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ちょっとわかりにくいんですけども、私が言うのは、26年は26年度でいいんですね。

26年度の前の分ね、4年間、この分のものは幾らありますかということです。累積というのはそうでしょう。前のやつを聞いておるわけね。今あなたが言うのは今年度、26年度の前だけのものをお答えいただいております。だから、前の残った分は幾らですか、それを合計すると何億になりますかということなの。それが今の国保税とか介護税、そういうのがありますね。それから固定資産税、市民税ね。こういうのがありますから、全体にして幾らですかということです。

○議長（佐藤高清君） 総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） ちょっと私、26年10月現在と説明しておりますので、あたかも26年度の現年課税分のような形に捉えられたかわかりませんが、あくまでも過去に課税した、

25年度までに課税した滞納分の合計という形で数字をお答えさせていただいております。

だから、あくまでも過去の分でございます。それが先ほど申しましたように、ことしになって納まっておりますので、今現在の税の滞納としては2億6,976万2,297円ということで、これはあくまでも過去からの積み上げた滞納金額ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の5年間で積み上げた分の合計というのは、26年までの合計、5年間の分ですか。5年間分の滞納の金額ですか、これ。この辺のところをよく言わないと、なかなかわかりにくいね。

ただ年度ごとに、繰り越しの分ではなくて、年度ごと、例えば26年の説明がありましたから、25年は幾ら、24年は幾らというふうに、5年間の累積のものが幾らですかということをお聞きしておるわけね。そうでなかったら、こういう金額が出てこないんじゃないかなあと思うんだわ。

だから、私の聞いておるのが間違いかもわかりませんが、5年間の分の累積から全部言われたものが2億6,000万の滞納であるという説明であればそれで結構ですね。本当にこれだけの2億6,000万かということだけを確認していきたいので、間違いはないかということだけ。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税につきましては、2億6,976万2,297円ということで間違いございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が聞くと、大規模農家の方で固定資産税が滞納しているところがあるのではないかと思うけれども、この辺のところについては何件ありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 大規模農家という規定につきましては、特段そういう規定がございませんので、今回、耕作面積10ヘクタール以上の方につきまして調査させていただきましたが、固定資産税を滞納している方はお見えになりませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、ないでいいんですけれども、大規模の農家の方が納税猶予を受けておる方があるわけですが、こういう方なんかはオペレーターに委託をしてしまった。委託をしてしまうと、本当に大規模農業として納税猶予としては適用されるのか。全く今の農業というのは、自分がやるから納税猶予というのはかけられて認められておるんですけれども、全く自分は農業を、開発部長でもいいんですけれども、農地を持っておれば1年間に大体120回から150回というふうな大体基準があつて、その中のものを農業を

やるというのが今の納税猶予を認められておるわけね。全くオペレーターにずうっと回してしまったら、これはもう農業をやってないんだから、そうなる納税猶予というのは適用されるのか。

総務部長、税金していただいておりますから、あなたでも結構です。どちらでもいいですけど、わかるほうでいいです。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

納税猶予でございますが、旧制度と新制度がございます、旧制度におきましては、あくまでも個人が耕作をしていただくというのが条件でございます。ただ、新制度に変わって、例えば利用権設定を結ばれても、終身という形で条例の改正がありましたので、そういったことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、何年からそういうふうになったんですか。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 26年度の改正以降でございます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 26年というのは、まだことしだわね。

それ前にやっておる人は、そういうのでようけあるわけね。私も農業委員は、これ先回も市長から、議員からも推薦いただいてやらさせていただいておるんですけども、その前のときも私、農業委員をやっていたから、そうするとそのときに納税猶予というのが幾らでもあったんですね。

だから、そういうことを聞くと、26年というと、26年からかけた人というのは何件ありますか、納税猶予をかけた人は。対象者、おおむねでいいです。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 申しわけございません。ちょっと資料を持っておりませんので、また後ほど報告させていただきます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 多分、そんなにないと思う、私が見ておるとね。

相続された方がそうはないと思うんですけども、やっぱりある一定そういうのも含めてやっていただかないといかんということと、もう1つ聞きますけれども、農家なんかの負担金、今の決済金、宅地化にしたり転用したときの。これは1,000平米、大体1平米当たりが、私はこの間、鍋田の今のところと海部土地に出しました、決済金で。1平米当たり155円で、これが鍋田土地。それから海部土地は120円払うわけね。そういうふうで払っておるわけで

すね。

そうすると、1,000平米当たり鍋田土地に払う金額が13万9,500円、それから海部土地に払う金がこれも1,000平米当たり10万8,000円、合わせて1,000平米分の決済金が24万7,500円です。これで合っていますね。

そうすると、私はここで聞きたいんですけども、この水路というのは市の財産なのか、土地改良の財産なのか、どちらの財産ですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 水路につきましては、土地改良区の管理しておるものと、市が管理しておるところがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 管理はわかる、委託管理はね。水路でも、用水でもそうですね。海部土地がやったり、県の農振がやっていますね。

わかっておりますけれども、その水路の土地は多分弥富市のものだと思うんですけども、これは土地改良のものか、いわゆる鍋田土地なら鍋田土地、海部土地のものなのか、どちらなのかということ聞いておるわけね。管理者じゃなくて。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 水路の所有につきましては、それぞれの土地改良区がほとんどでございまして、あと個人名義とか共有名義の所有物もございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、水路というのは市の財産ではなくて、土地改良区の役目が3つありますけれども、この土地ということでもいいですか。間違いはないですか、これ。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 全部ということではございませんが、一部市の所有のものもございしますが、ほとんどが土地改良区の財産になっております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、私なんかかなりの農地を持っているわね。持っている、それは土地改良区というのはもともと農業者の中であるわけだから、土地改良区の土地ではなくて農業者が負担した土地ということでもいいですか。これはどっちなんですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農業者も土地改良区の組合員になっておりますので、そういったこともあるかもわかりませんが、所有者の名義としては土地改良区名義になっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番(大原 功君) そうすると、開発部長、私らもさっき言ったように先月払ったわけですけれども、そうすると、お金を払えば当然決算書とかそういうのをいただくわけですが、一遍も鍋田土地とか十四山土地、弥富土地、ここからは今まで累積にすると約1,000万以上の金は私は払っております。

そうすると、その決算書というのは一遍ももらったことがない、見たことがないんですけども、この辺のところはどうですか。

それからもう1つ聞くのは、海部土地なんかだと年度ごとの決算を普通はするんですけども、それ以外に繰り越し、繰り越しとなっているわけね。繰り越しの金額が、聞くと約10億近くあるというふうな話も聞いております。私は確かめたわけではないですけども、当時、私が議長をやったときは、議長がその地域の監査員というふうで、私も二、三回その署名をしたこともあるんですけども、そういうのを累積でどんどんして、片方で余ってくると、国・県、それから市でもそうです。その補助金が余っておれば、今度補助金も取ることはできんと思うんですね、法的には。

でも、それが累積でどんどんしてしまうと、そうすると我々が払った金額が、本当に適用され、必要だから納税をしておるわけね。例えば、市なんかだと市税、今言ったように税金なんかは目的税ですね。目的税だから、市民税や固定資産税についても、健康保険についても、その部分であえてやらなかったらできないわけね。そうでしょう。

そうすると、こういう部分については一体、開発部長も出てみえると思うけれども、海部土地の計算をどういうふうにされておるのか。ただ累積、累積ではちょっとわからんでね、繰越金だけではわかりませんね。だから、そういうのも払っておる者に対してはその説明をいただくようなものをいただいたり、例えば市なんかだと、市長、補助金いただくわけね。私らも福寿会にいただきます。こういうのなんかは、決算書として、こういう事業をやりました、こういうことをやりましたといって市側にちゃんと出して、これだけの金がかかりましたよということをちゃんとするわけね。

払っておるほうについては、いただく権利というのはあるわけね、本当は。今の状況では、ないないということでそれまで終わっておるわけね。こういうのもやっぱりこれからは改めないと、これから土地の転用をしたときに、農家に1,000平米当たり、1反ですね。これに対して24万とか25万といたら、それは出せるような農家はなかなか少ないわけね、農家自体がね。

市長も言われるように、農業を大事だと言われておるけれども、払うほうにとってはお金が大事なんですね。そのお金が払えないんですわ、本当は。だからこういうのも含めて、これだけかかったからこれだけの負担金を出す、これだけのものがかかってこれだけ出すというなら、これは当然、先ほど言ったように、市でも目的税だから固定資産税を上げる、市民

税を上げていただく、これは当然のことだと思う。

この辺のところ、なかなか今の払っておるほうについてはわかりにくいということがありますので、この辺のところについては、市長でもいいです。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

各土地改良区の決算書というか、通常、総代会においては役員の皆さんも招集されて、その決算書は明確に出ていると思います。

しかしながら、その会員さんに対してどのようにされているかということにつきましては、私も確認はさせていただきますけれども、基本的には概要書というような冊子でやはり通知すべきだろうというふうに思っておりますので、これは私どもからの要望という形の中で各土地改良区には話をさせていただきたいというふうに思っております。

また、年度ごとの繰越金ということにつきましては、多分、繰越金そのものにつきましては次年度の予算編成の中で歳入という項目の中に入れてみえるのではないかなあと思っております。

しかしながら、積立金ということになりますと話は少し別かなあと思えます。この積立金をどのように事業活用に使っていくのかということにつきましては、やはりそれぞれの通常総代会の中においても土地改良区のそれぞれの事業ということも含めてお話をされるべきだろうと思っております。

いずれにいたしましても、経常賦課金、あるいは転用決済金ということにつきましては大変な御負担を農家の方にはいただいておりますけれども、そういった形の中においては、やはり透明性のある決算書を出すべきであろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長がおおむねいただいたんでいいですけども、先ほど開発部長が組合員だと言うから、これを聞いたわけね。そうでしょう。組合員なら当然その1団体だから、その1団体としてはもらうわけね。

例えば、平島なんかだと、今の福寿会なんかだと、福寿会の会員の中にあればその決算書は皆さんに出したり、あるいは地域の負担金についても決算を必ず出して、市長も来ていただいたり副市長も来ていただいて決算書を見ていただいて、これだけの平島町が負担金を出しておるとか、いろんなことを見ていただく、それはやっぱりした説明。それはその地域に住んでおる住民だから、やっぱり住民が納めた金額はきちっとしなきゃいかん。あなたが組合員だと言うから、組合員だったら私も鍋田土地もあれば弥富土地も全部あります。その中のところにお金を払っているから、当然これはいただかなきゃいかんということですので、少し宿題としてまた考えてください。

それからもう1つ聞くのは、来年の1月から相続税が変わりますね。今までは5,000万の3,000万、今度は3,000万の1,800万というふうに変わってきます。

ここの中で聞きたいのは、市街化地域、当然今の市街化ですけれども、生産緑地は米や野菜をつくるためのものが生産緑地に当たるのか、あるいは金魚池とかこういうのもその生産緑地の中に入るのか、この部分は総務部長がよく知ってみえるから、総務部長、ひとつ。誰かわかる人でいいよ。

わからな、時間が来たから、また私1人に教えていただければ結構だから、ほかの人に聞いたわけじゃないから、それで結構です。

一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開を11時00分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行、通告に従いまして質問いたします。

きょうは、弥富市のコミュニティバスでありますきんちゃんバスについて、質問いたします。

私は、弥富市内の南部地区におきまして、小さな酒屋を経営しております。先日も、近所のおばあちゃんがお店のほうに見えまして、今、おじいちゃんの車に乗って海南病院から帰ってきたところだと、こんなようなことを言われまして、いろいろ世間話をしておったわけですが、その中で、私も今はおじいちゃんが元気だからいいけど、おじいちゃんが車の運転ができなくなると困るなあというふうにおっしゃいました。

私が、きんちゃんバスはいろいろルート改正やら、いろんな対策をしてみえるので便利になったと。だから、きんちゃんバスを利用していってくださいと言いましたら、私はいろいろ喫茶店なんかで近所のおばあちゃんたちとお話しておると。そういう中で、やはりきんちゃんバスは朝の便が少ないし、それからいろんなところへとまって、市役所、病院のほうへ来ると時間がかかると。そして、病院なんかだと、診察が終わって帰ろうとすると帰る便がない、そういったことで大変不便だと皆さんがおっしゃってみえるよと、そんなような話をされました。

私、2年ほど前ですが、このきんちゃんバスについて、南部地区ですので名古屋のほうへ出るルート、あるいは蟹江駅へ出るルート、こういったことについて質問をさせていただき

ましたが、きょうはきんちゃんバスの全体的なことについて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

コミュニティバスの運行目的は、病院、駅、市役所、買い物等、地域住民が利用する目的地への交通アクセスを確保することです。しかしながら、十分に利用されていないのが現状です。

全国自治体におけるコミュニティバスのアンケート調査によれば、バスを使わない理由は、最寄りの停留所まで遠い、乗りたいときにバスが来ない、行きたいところにバスが行かない、あるいは利用する目的地と異なる公共施設を経由する運行ルートを設定し、運行距離が長くなり乗車時間が長くなるなど、コミュニティバスの運行がうまく行われていないのが全国自治体における共通の問題点ではないかと思えます。このようなことから、各自治体におきましても地域住民の交通アクセスの確保に向け検討しているわけですが、なかなか満足する結果を得られていないのが現状だと思います。

本市におきましても、現在、きんちゃんバスとして市内を3つのルートに分け運行しております。法定協議会であります弥富市地域公共交通活性化協議会での協議、あるいはことしも行いましたが、無料お試し乗車券を発行し、アンケート調査を実施して利用者の利便性の向上を考えているわけですが、なかなか利用者数の増加につながりません。

きんちゃんバスにつきましては、過去、多くの議員から質問がなされております。直近では、9月の定例会におきましても、炭竈議員、山口議員から、きんちゃんバスに関する一般質問が行われました。また、先日行われました弥富市議会タウンミーティングにおきましても、南部地区への公共交通アクセスのあり方について、いろいろな不満点、あるいは将来に向けての要望が提案されました。

根底にある人口減少問題の解決策としても、やはり利便性のある公共交通のあり方が一番重要視されております。南部地区に住む若い世代は、便利さを求め市内の平島地区へ移住される方がふえてきております。原因は、その他いろいろあると思えますが、この交通アクセスの不便さがその要因の大きな一つであることには間違いありません。

そこで、一度きんちゃんバスの現状について認識を新たにし、諸問題の解決に向け、さらにはよりベターな交通アクセスにするにはどうすればよいか、その対策について議論するため、きんちゃんバス運行のイロハから順次質問いたします。

まず1点目ですが、現在ある3つの運行ルートの必要目的ということで質問しますが、現在、北部ルート、これは駅とか市役所、病院、ショッピングセンターといった便利な地域ですね、ここを巡回する北部ルート。それから東部ルート、十四山地区を中心として、市の中心からは少し離れたところですが、駅は佐古木駅とか蟹江駅を利用するのが主の東部ルート

であります。そして南部ルート、南部ルートは大藤、栄南地区、そして西部臨海工業地を中心として、市内からは10キロほど離れた遠い地域を巡回するルートであります。

それぞれ目的は、先ほど言いましたように同じだと思いますが、その中でも各ルートにおいて一番これが必要だということがあると思います。その点について、各ルートごとに一番必要としていることをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 3運行ルートの必要目的とか、その中で各ルートの一番必要な目的はというような質問でございますが、運行の目的につきましては、3ルートとも通学・通勤、買い物などの市民生活のための移動手段の確保、公共交通空白地域の解消としております。

なお、平成22年の運行当初は、北部・東部ルートは、朝便、夜便があり、通学・通勤に対応しておりましたが、利用者が少なく減便となっております。このようなことから、北部・東部ルートは主に公共施設などへの日常生活の移動の手段として御利用いただいております。

国におきましても、地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進するとの基本方針が出されており、市におきましても持続可能な地域公共交通の形成の実現のため、地域公共交通活性化協議会におきまして引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） じゃあ2点目ですが、3ルートの運行起点の考え方ですね。

現在の運行ダイヤを見ますと、総合福祉センターが運行起点になっていると思いますが、ここを運行起点とする考え方をお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 3ルートの運行起点の考え方についてでございますが、平成22年に運行開始した当初につきましては、通学・通勤を見据えて弥富駅を運行拠点としておりましたが、公共施設や買い物へさらに利用しやすいバスの運行として、総合福祉センターと大型商業施設への路線の延伸の強い要望があり、平成23年4月より総合福祉センターを運行拠点としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは3点目ですが、各ルートの1運行に要する時間ですね、これをルート別にお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 各ルートの1運行に要する時間は、北部ルートでは1時間8分、東部ルートでは1時間35分、南部ルートでは2時間18分であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今のお答えによりますと、南部ルートは北部ルートと東部ルートを足した時間と同じぐらいであります。

ルートの運行時間だけを考えますと、北部と東部を1つのルートにするという考えもありますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 御提案の北部ルートと東部ルートを統合するというごさいますが、そのまま統合しますと南部ルート以上の長時間の運行となりまして、現在のバス利用者の利便性も悪くなり、ルートの再検討など必要となりますので、今後の運行改善の貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと考えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 南部ルートは距離が長いですから時間もかかるわけですが、先ほど2点目でお伺いしました運行起点の考え方ですね。運行起点を弥富駅と、こういうふうに持っていくますと、南部ルートだけを考えますと30分ぐらい短縮できるわけなんです。

ですから、運行起点を南部ルートだけ駅にすると、そういった考えについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 南部ルートの起点を弥富駅ということですが、きんちゃんバスの利用目的、利用される方につきましてはいろいろな方がお見えになりまして、弥富駅を起点にすることによりまして非常に時間が短縮されるといった声上がる部分がございますが、総合福祉センターへ行きたいという方につきましては不便になるということもございます。

さまざまな御意見がございますので、その辺につきまして今後どういった方向が一番いいのかということについて、検討課題として考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは4点目ですが、弥富市地域公共交通活性化協議会についてお伺いします。

まず構成メンバーからお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 地域公共交通活性化協議会の委員の構成でございますが、市民及び利用者の代表者、学識経験者、愛知運輸支局長、愛知県の関係行政機関、一般旅客自動車運送事業者及び関係団体で構成されておりまして、市民の方々につきましては、公募委員2

名を初めとして区長会長、民生委員協議会会長、福寿会会長、女性の会代表の方に参加いただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今御説明がございましたが、第1号というところですね。市民及び利用者の代表という枠がございます。この中には区長会長ですね、それから民生委員協議会の代表さん、福寿会の会長さん、女性の会の代表の方、そして公募委員の方が2名と、こんなような構成になっておりますが、この中に市民の各地域住民の代表メンバーですね、例えばルートごとに、南部ルート、それから北部ルート、東部ルートと、そういう地域に住んでみえる方の代表メンバー、この方たちが入っていないと思います。

きんちゃんバスの運営に関しましては、この活性化協議会が中心でありますから、このメンバーの中に地域住民の意見を聞くということで、下部組織といいますか、地域の委員会といいますか、そういったものを立ち上げていただいて、この協議会のメンバーに加えていただきたいと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

この活性化協議会の中におきましては、いわゆる公募という形の中で一般の市民の皆様から広く募集をさせていただいている方もお入りいただいております。現在は2名の方が公募委員という形の中で協議会の構成メンバーでございますので、そういった形の中で私どもとしては御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、この活性化協議会の開催日数ですね。年どれぐらい開催されているのか、あるいはまたどういった内容のことを話されているのか、その辺のことをちょっとお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 会議につきましては、去年は4回実施しております。

協議内容につきましては、公共交通ネットワーク計画、利用者実態調査、モニタリング調査、問題点、課題についての報告、地域公共交通総合連携計画や事業計画、予算などを審議いただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは5点目に入りますが、市民の皆様からの意見の聴取方法、これはどのようにして行われておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市民からの意見の聴取方法につきましては、市民の方々からいろ

んな提言をいただいております。そういったものの中の、ダイヤ改正や運行の便数変更等の検討時に、地域公共交通活性化協議会での改善策などを含めて検討させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 利用者のアンケート調査ですね。こういったものは実施されておりますが、また実際には利用しない人、そちらのほうが人数的には多いわけですね。

ですから、利用しない人の理由と伺いますか、そういった御意見を伺って、できるだけ利用する方向に持っていく、こういったことが大事だと思います。未利用者のアンケート調査は、ことしはどうも行われていないみたいですが、これはぜひ毎年行っていただきたいと思っております。

次に6点目ですが、ここ数年間、数年間といいましても23年度から本格運行が始まっておりますので、23年度から25年度までの利用者数の推移をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 23年度から25年度までのルート別の1日乗車人員をお答えさせていただきます。

まず北部ルート、平成23年度、58.9人、24年度71.1人、25年度75.1人。次に南部ルートでございますが、23年度104人、24年度132.7人、25年度130.1人。次に東部ルートは、23年度20人、24年度31人、25年度32.5人ということで、全体では23年度182.9人、24年度234.8人、25年度237.6人、以上でございます。

○7番（平野広行君） 済みません、私の質問が悪かったかもしれません。総数でお答えいただきたいと思っております。総人数で。

○総務部長（佐藤勝義君） 総人数ということですか、しばらくお待ちください。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 後ほどで結構でございます。私、資料をいただいておりますので、少し説明させていただきます。

北部ルートですね、23年が2万1,314人で、25年2万2,066人ということで、752人の方の利用増となっております。そして南部ルートにつきましては、23年が3万7,679人、25年が3万8,246人ということで567人の増、東部ルートにつきましては、23年が7,249人、25年におきましては9,545人ということで2,296人増となっております。全体としては、23年が6万6,242人、25年が6万9,857人ということで3,615人の増、当初より5%利用者が上がっているということは、市側のいつもの答弁と同じで、確かに上がっております。

特に、東部ルートについてはいろいろ改善がなされておまして、その効果が上がっているように思います。2年間で2,296人増加して、率にしますと24%のアップであります。南

部ルートは、利用者数は3万8,246人と多いんですが、北部ルート2万2,066人、東部ルート9,545人、これを足した合計よりも7,000人ほど多いわけでありまして。2回のダイヤ改正を行っているにもかかわらず、南部ルートにおいては効果が上がっていない、こんなようなことが考えられます。また、北部ルートについては3.4%増ということで、まあまあの利用増かなあというふうに思っております。

次に7番目に移りますが、現在、提言されている問題点、どのようなことが提言されているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現在提言されている案件としましては、バス停の増設、駐車場の変更、南部ルートの朝・夜便の増便、時間の調整、主要バス停を結ぶ急行便の創設や乗り継ぎがしやすいダイヤ設定などがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） じゃあ次、8点目に移ります。

現状における費用対効果といいますか、きんちゃんバスには年間1億円近い金がかかっております。この費用対効果、どのように考えてみえるのか、また現在のこの運行の形態、これで市民の満足を得られていると思われているのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） このきんちゃんバスの運行につきましては、これまでさまざまな運行の効率化を図ってまいりました。

運行経費は、年度ごとの月運行経費を比較しますと、運行を開始した平成22年度では月約1,300万円、直近の平成25年度では月約800万円となっております、運行開始時の約60%まで経費を削減しております。

このように運行の効率化を図りながら、できるだけ多くの皆様に利用いただけるよう事業を行っておるところでございますが、満足度につきましてはまだまだ満足度が低い部分もございますので、そういったことにつきまして、同じ費用をかけながら、皆様に少しでも満足をいただける方向で引き続き検討していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、次に移ります。

9点目ですが、きょうこれ一番私が聞きたいことなんですけど、デマンドタクシー方式、これについて過去に検討されているのか。また、検討されていればその検討結果をお聞きしたいわけですが、その前にデマンドタクシーとはどんなものかということで、少し説明をさせていただきます。

デマンドタクシーというのは、自宅や指定の場所から目的地まで、お客様の希望時間帯、乗車場所等の要望 ―― いわゆるデマンドですね ―― にバス並みの安価な料金で応える市民限定の公共交通サービスのことであります。

全国自治体において、コミュニティバスによって路線バスの悪循環が解消されていない地域はめったにありません。全国の99.9%のコミュニティバスが赤字運行となっているのが現状であります。

このような背景のもと、利用者の利便性を高めると同時に、運行に係るコストを低くすることのできるオンデマンド交通が現在注目されておりまして、採用する自治体がふえております。そこで、採用している自治体を少し紹介させていただきます。

まず鳩山町、これは埼玉県の中部にありまして、皆さんが御存じなのは川越市ですね。その北に位置しまして、人口1万5,000人の町であります。この町の実態アンケート調査によりますと、バスを使わない理由は、最寄りの停留所までが遠い、乗りたいときにバスが来ない、行きたいところにバスが行かないでありました。目的地も、出発地も、乗車希望時間もばらばらであったわけです。そこで、このような条件を満たす路線定期運行は無理だとしまして、出発地も行き先も時刻表もない、予約に応じた柔軟な運行がいいと、こういうふうを考えましてフルデマンドの乗り合いタクシーを運行することにしました。乗客数は、平成21年度が3,581人、22年度が1万3,784人、23年度が1万7,372人と伸びているようであります。

ただ問題点は、コンピューターによる予約システムが必要でありまして、クラウド型のアクセス料金を支払う方式の予約システムを採用することによりましてコストは抑えられたものの、年間120万円ほどかかって、プロバイダーの料金も別途かかるということであります。

2番目に、茨城県の桜川市の例でございますが、桜川市は茨城県の中西部に位置しておりまして、人口が約4万6,000人、1万5,000世帯のまちであります。ほぼ本市と同じ規模のまちであります。

本市と同じように、当初は福祉バス、そしてコミュニティバスと運行してきましたが、利用者が少なく赤字が膨らみ、改善が見られないということからコミュニティバスを全面廃止して、全てデマンドタクシーによる運行に変更したようであります。平成20年4月から運行を初め、6年目を迎えており、順調に運行がされているとのことであります。

次に、岐阜県の関市の取り組みですが、関市の場合は、合併によりまして地域が広範囲になりました。市街地を循環するコミュニティバス、市街地から少し離れたところを運行するデマンドバス、そして遠方を運行するコミュニティバス、そして民間の岐阜バスと大きく分けて4つの運行システムとなっております。ことしの10月1日から、市内に近い場所を運行するルート、このルートは道幅が狭い道路を通るルートではありますが、ここをデマンドタクシーとして運行することとなって、実証実験運行が始まりました。

次に、お隣の飛島村の取り組みでございますが、飛島村はデマンドタクシーを利用しておりまして、事前にタクシー会社へ予約の電話をして、一般のタクシー車両を活用して、村内にあるコミュニティバスの停留所ですね。そこから海南病院までの間を1人1回500円で運行するというものであります。乗り合い制のために、同じ時刻に多数の予約がある場合は、タクシー5台まででは対応できるというふうになっているようであります。海南病院という目的地を決めて運行しているわけでありまして、このように各自治体におきましては、それぞれの地域において実情に合ったいろいろな交通運行システムを採用し、市民の足の確保に努めております。

本市におきましては、駅、病院、市役所、大型商業施設に囲まれ、不便さを感じたことのない市民の方と、これらの地域から数キロも離れたところで生活している市民も同じ行政サービスを受けなければなりません。そのためには、これらの地区の交通アクセスをより快適なものにする必要があります。そのためにはよりベターな、利便性のある交通システムを考えることが大事であります。

例えば、南部ルートについていえば、距離が長いので、目的地までの時間を短縮するため停留所を3カ所ぐらいにして、一直線に目的地まで行くきんちゃんバスを運行すること。そして、その停留所へ行くまでの手段としてデマンドタクシーを利用する方法とか、地域性に合わせたいろいろな組み合わせが考えられますので、ぜひ一度このシステムを検討してはと思います。

車の予約システムについては、現在、東京大学が開発いたしましたオンデマンド交通システムがあります。これはコンピニクルセンターサーバを利用するため、自治体がサーバを持たずに運行するシステムであり、初期のコストを大幅に削減でき、ランニングコストも大幅に削減できます。また、自治体によってはこれら運行の全てを商工会で行っている自治体もありますので、この運営面のことも含め一度検討されてはどうかと思います。この点について考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） デマンド方式につきましては、議員から御説明がありましたように予約制のバス、タクシーの運行でございます。

デマンド運行の車両を利用するためには、乗車するために事前の予約が必要となります。予約を忘れて、急に利用したいという場合には御利用いただけません。また、予約のない場合は運行いたしません。運転手や車両の確保が必要となるため、現在の運行経費と比べても運行費の削減とはならないと思われま。

このデマンド方式の運行につきましては、地域公共交通活性化協議会の中で平成24年度から平成25年度にかけて検討をしております。まず運行方法に関するアンケート調査を行い、

事務局が先進自治体を訪れて、現状や問題点、課題をお聞きし、さらに弥富市を営業エリアとするタクシー事業者に幾つかのケースでの事業見積もりを提出してもらい検討いたしました。

検討結果としては、乗車人員のばらつきがあるもののバス利用も定着してきていると思われ、若干ではありますが乗車人員は増加傾向にありますので、アンケート調査などの結果を踏まえ、さらなる運行経費の効率化を図りまして、きんちゃんバスの広報、周知等の利用促進を積極的に進め、現在の運行を継続することとしております。

また、将来的には、バス車両の更新時において、中・長期的な視点での新たな運行方法や適切な車両の大きさ等を検討していくこととしております。

議員御提案のデマンド方式も含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 以上ですが、きんちゃんバスに関しまして、さまざまな角度から質問をしまして、答弁もいただきました。

最後に、きょうの質問のまとめとして、私の考えを述べさせていただきます。

きんちゃんバスになって、平成23年、24年、25年と毎年ダイヤ改正、その他いろいろな改善を行ってきた結果、東部ルートにおいては利用者数が23年度に比べ24%増加しておりますが、北部ルートでは3.4%、南部ルートでは1.5%の増加しかありません。

平成25年度において利用者数は、北部ルート2万2,066人、東部ルート9,545人、南部ルート3万8,246人となっており、利用者数は東部と北部ルートの合計3万1,611人より南部ルートは7,000人ほど多くなっておりますが、2回のダイヤ改正、その他いろいろな改善策をしても利用者数の増加にはなっておりません。

南部ルートの改善策としては、朝便を増便し、朝の時間帯に限り停車するバス停を極力少なくし、駅まで一直線に行くこと。そのためには1ルートの運行時間と利用客数を考えれば、南部ルートのバスを例えば3台として、北部・東部ルートを一つのルートとして2台で運行し、その1台減らした穴埋めとして、デマンドタクシーを導入することによって減便のフォローをすること、また現行の運行スタイルを変えないということであれば、3ルートともデマンドタクシーを導入して現行運行における不便さを解消すること。また、南部ルートについては、デマンドタクシーを取り入れ、利用される市民をバス停に運ぶ方法も考える必要があります。

以上が私の考えですが、本来は、先ほど述べましたように、地域の公共交通に関する検討委員会を立ち上げ、活性化協議会のメンバーの中に入り、その中でさまざまな対策を考えるのがベストだと思います。市民と行政が一体となって取り組んでいく問題であると思います。

以上、私の考えを述べましたが、総論として市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にこのコミュニティバス、きんちゃんバスにつきましてのさまざまな御質疑をいただきまして、また私どもといたしましても答弁をさせていただいたわけでございますけれども、今この質疑の中にありましたように、きんちゃんバスは平成22年の6月から開始をいたしまして、約4年半経過するわけでございます。

その間、さまざまな市民の皆様様の御意見、そしてより利便性の高いきんちゃんバス、いわゆる地域公共バスという形の中での意見を集約させていただいております。それは地域公共交通活性化協議会というところで協議するわけでございますが、コミュニティバスを継続するためにはこの協議会を外すわけにはまいりません。いろんな課題につきましては、全てこの中で議論をする、協議をするということになっておりますので、これが年4回ほど議論をしておるところでございます。これからも、少しでも利便性の高い、利用し勝手のよいコミュニティバスに向けて、この協議会を通じて話し合いさせていただきたいと思っております。

しかしながら、運行当初につきましては大変な経費がかかるということで、実はこれにつきまして当初は1億以上の負担があったわけでございますけれども、国土交通省、国の負担がいわゆる2分の1の負担という形の中で、多くの自治体が手を挙げられたんですよ。だから、平成23年には4,900万円の補助金が出たんです。約半分、2分の1の補助金が出たんですけれども、今平成25年、26年におきましては約1,000万という形で5分の1に削減されてしまった。これが非常に改善についても大きな支障になっていることは、議員の皆様にも御理解をいただきたいところかなあと思っております。

こういった形の中で減額になっておるものですから、今、地方の創生だとかいろんなことを国は言いますけれども、先日も国土交通省の中部運輸局の企画調整官にお話をさせていただきました。平成27年度、このコミュニティバス、いわゆる地域公共交通の活性化としてのバスに対して、概算要求の予算はどれくらいお持ちなんですかと。当初は、スタートするときには450億ぐらいの予算が全体で組まれたわけです。

そういう状況の中で、回答としては、まだ今回いろんなことを審議するために時間があればいいわけですが、解散、総選挙という形になってしまいました。しかし、言われたことは、やはり地方の創生という状況の中でこれを増額していきたいという形で国土交通省は要求をしていくということでございました。

ちらっと数字を言われたのは、360億ぐらいを要請していきたい。当初の80%ぐらいまでは要求していきたいということでございます。そういう状況になった場合、このバスについての運用形態もまた変わってくるだろうと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、私どもとしても財政大変厳しい状況でございますので、どうか国の補助金という形の一層お願いしていきたいと思っておりますのでございます。

現在、このバスを利用していただく方は、65歳以上が約7割から8割でございます。全体の乗降客の7割、8割が65歳以上の方に御利用していただいております。そして、現在は75歳以上の方に対しては無料ということで私どもは示させていただいておりますが、これも次の運営協議会のほうに、陸運局のほうに提案していただきたいということで、この年齢を10歳下げる、いわゆる65歳から利用していただけるようにこれは一遍諮っていかなくやいかん。やはりバスに乗っておって、利用されておるたくさんの方が乗車されている、乗ってみえるということが私は一番の姿だろうと思っておりますので、この年齢の問題についても下げていきたいと思っております。

また、デマンド方式につきましては、今まで三宮議員だとかいろんな方から御意見をいただいております、いろいろと先進市町、私どもはその行政にお尋ねをして御意見を伺いながら進めてまいりました。先ほどの答弁のとおりでございます。

今回、平野議員はデマンドタクシーという新しい構想をお持ちだということでございます。これにつきましては、福寿会の委員さんがお見えでございますけれども、この方式について御提案がありました。いわゆる主要な停留所を決めて、もっとスピード感を持って目的地へ行けるような形で考えたらどうだということで、そこまでに対してはデマンドタクシーを使っていくというような発想でございます。

これについては、大きくこの協議会の中での一つの考え方として変化させていかなくやならないということもございますので、私どもとしては、来春この協議会が開催されますので、それまでにしっかりと一度所管のほうで議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。そんな形の中で、デマンドタクシーということについては検討課題という形にさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今さまざまな改善を踏まえ、利便性の高いコミュニティバスという形の中で、先ほど数字の報告もあつたとおりでございます。少しずつ利用客はふえておりますので、またそれに対してはいろんな利用客をふやすための無料チケットであるとか、さまざまな施策もさせていただいております。

どうかこういった形の中で、市民の皆様の足として、これから私どもとしてもしっかりと確保していきたい、あるいは交通の便の空白地がないようにしていかなきゃならんと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。きょうは貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長のほうから、総論としてお答えをいただきました。ぜひそのよう

をお願いをいたしたいと思います。

弥富市のきんちゃんバスの運行に当たりましては、北部、南部、東部といろいろな地域性がありまして、全ての市民の皆様に満足していただけるよう行政側も大変努力されていることは私も十分承知しております。ホームページ等に記載されておりますきんちゃんバスについてのガイドも、他市に比べ非常にすぐれていると思います。そして、関係職員の皆様にご感謝いたしておりますが、残念ながら、なかなか結果としてあらわれていないのも現実であります。今後も、行政任せにするのではなく、市民も一緒になって考える、そんなきんちゃんバスの運行にしていかななくてはならないと思います。

先ほども申しましたが、市民への行政サービスは平等でなければなりません。遠方に住む市民の足には、より便利さを確保しなければなりません。現在、約1億円の予算できんちゃんバスを運行しているわけではありますが、利用者数が少なく市民の方からも不評を買っているのであれば、運行システムを変更し、市民の皆様にご利用性があり、喜んでいただけるような交通システムを構築しなければなりません。

何が一番大事か、それは市民へのサービス向上、満足度の向上であると思います。そのためには、経費をかけずに市民へのサービスを行うのがベストですが、たとえ予算が現状よりアップしても、市民への満足度がアップすれば、それで私はいいと思います。費用対効果ばかりを考慮して行うものではないと先ほども答弁をされておりますので、ぜひそのようなよう努力されることを強く求めまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず本日質問のありました大原功議員の質問に対しまして、答弁漏れがありましたので、答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 失礼いたします。

午前中の大原議員の質問の、税の滞納につきまして、私は普通税と捉えまして市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税の5年間の合計金額ということで2億6,976万2,297円と答弁させていただきましたが、その中には、普通税でございますので国民健康保険税は含まれておりません。国民健康保険税につきましては、5年間の合計で滞納金額3億1,005万8,850円でございます。失礼いたしました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次の質問者の三宮十五郎議員のほうから配付資料の依頼があり、これを認め、皆さん各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

私は、防災と暮らしの応援を中心に、市の事業財政計画の抜本の見直しをというテーマでお尋ねしたいと思います。

質問に先立ちまして、防災対策については、この議会でも平野議員を初めさまざまな議員の皆さんが繰り返し質問をされて、現在、市が進めている計画についてはそれなりの前進もあることがさきの9月議会でも報告をされておりますが、私は長くこのまちの議員として行政に携わってきた者として、9月のときにも市側からも平野議員の答弁の中でありますように、県の避難シミュレーションを見た上で検討していくというのが今の弥富市の大災害に対する基本的な対応であって、まだそれがどういうレベルのものかということについては、残念ですが、行政当局と議会の間でも、市民の皆さんとの間でも、想定外ということを行わなくてもいいと、東北大震災の後で、想定というか、今考えられる最大の被害想定をして対応していくということからいいますと、私たちの現在の理解というのは非常にまだ不十分ではないか。その辺で、本当にここのゼロメートル対策というものに対して弥富市はどういうふうに対応していくかということについて、少し立ち入ってまずお尋ねしたいと思います。

市長にお尋ねいたしますが、伊勢湾台風から、1メートルないし1メートル50センチがほぼ全域で地盤沈下が進んでいるということや、さらに、さきの東北大震災では仙台駅で相当強烈な揺れが3分間も続いたというような、海溝型の大地震が連続して発生したという状況を考えますと、特に、議会も石巻市へ視察をしたんですが、弥富と似たような旧北上川河口で、さらにその地震だけで約1メートルの沈下が進んでいるということですよ。

伊勢湾台風で、さきの平野議員の質問に対して358名亡くなったということが質問の中で明らかにされておりますが、この多くは破堤による急流に飲み込まれて命を失ったということが亡くなった人のほとんどなんですが、今回のシミュレーションにつきましては、河川の破堤が想定されるということでありまして、しかも伊勢湾台風に比べて1メートルから1メートル50も地盤沈下がしている中で破堤をするということは、どんなに深刻な事態かということについて、やはりきちんと私たちが見ていく必要があると思いますが、例えば弥生学区の中心的な避難施設の一つであります総合福祉センターにつきましては、入り口に「ここが海拔ゼロメートル」という表示がされております。大潮の満潮時は、それからさらに1メートル20センチほど水が入りますし、木曾川の破堤なんていうのもっと高いところから水が来るわけですが、前の道路に立ってみますと、ここがゼロメートルですということところは私の胸ぐらいありますよね。大潮の満潮時は、さらにそこから1メートル20センチというこ

とですから、1階はもう完全に水没してしまうというのが考えられますので、そういうゼロメートル災害のときには、基本的に避難所として使えないということになります。

弥富市も阪神大震災以来、いろんな対策を立ててきましたし、現在も相当皆さんが尽力されてきて、緊急避難についてはかなりの割合で達成をしていると報告されておりますが、ところがその中で市側も述べておりましたように、当然、破堤したりすれば避難は長期になりますから、しかもほぼ全域がそういう状況ということを考えたら、これに対する救援までの間の相当時間がかかるということを考えますと、1平方メートル当たりで1人というようなことでは、実際には、1晩か2晩ぐらいならまだ何とかなるにしましても、救援されるまで対応するというのは非常に難しいわけでありますので、そういう点で、今市側としましては、県のシミュレーションを待ってというんですが、いつごろになるとこのシミュレーションが公表されるか。あるいは市や議会も含めて、本当にそのシミュレーションがどういう内容のものだということ具体的に検討する機会はいつごろになるか、まずお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

ことしの5月30日に、愛知県防災局から南海トラフ巨大地震のいわゆるそれぞれの自治体における避難予測という形の中での発表がございました。私ども弥富市としては、従来考えておった思いとはるかに被害については深刻なものであるという状況の中でお話があったわけでございます。

また同時に、愛知県議会の中において、大村知事のほうから弥富市を一つのモデルとして避難シミュレーションを策定していくということをお願いいたしました。大変ありがたいことだなあとおっしゃるわけでございますが、このシミュレーションにつきましては、今年度の中で策定していくというお話を伺っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 当然、相当私たちが想定していたものよりも大きな被害でありますし、その避難につきましても困難を伴う、それからその地震につきましては、残念ですが予測できない状況で発生するというのが現在の地震に対する国の、あるいは国際的にもそうですね、地震がまだきちんと予知できるなんていうのはないわけでありますから。

ただ、もう1つ、最近非常に私どももそうです、皆さんも心配していると思いますが、地震だけではなくて、異常気象によります巨大台風や高潮、ないしは、先日来も今まであんな大雪が降らんかったようなところで災害が起きて、多くの人たちが孤立しているということが言われておりますが、少なくとも降雨だとか、それから高潮だとかという異常気象にとっては津波と同じか、場合によってはそれを超えるような心配があります。

ここは特に台風につきましてはある程度予測ができて、フィリピンなんかも今回はそんな

に大きい被害にはならなかったと思いますが、何十万という人たちが避難をしたということが報道されておりますが、そういうことからいいますと、要するに台風、高潮を初めとするゼロメートル災害については、やっぱり一定の条件で避難をしていくということを当然考えなきゃいかんわけです。

そこで、この間の市長たちも参加された桑名でやられた検討会議でも、広域避難でということもいろいろ意見も出されているようでございますが、そうかといって、ほとんどまちごと避難をするとか、そんなことがそう簡単にできるわけではなくて、やっぱりある程度弥富市が自力で、一時的に避難する場所を設けていくということについては、当然全体の避難シミュレーションなんかも出ながらの中で検討していくことであると思いますが、今のレベルではない避難場所を確保するということについて、必要だという認識は市長はお持ちでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

3・11東日本大震災から3年9カ月が経過しようとしているわけでございます。そうした状況の中において、私どもといたしましては、この間さまざまなかを一つの施策の中で防災、あるいは減災という形の中で実行してきたわけでございますけれども、つい先月、そして10月という状況の中で、皆様方も御承知のように、宮城県の七ヶ浜の渡邊町長が弥富市に訪ねていただきました。そしてまた11月には名取市、これは仙台空港の近くでございますけれども、名取市の佐々木市長が訪ねていただきました。

そして、特に佐々木市長におかれましては、少し時間があるから弥富市を見たいという形の中で、このゼロメートル地帯に対する意識をさらに持っていただいたようなところでございます。我々もまた本格的なゼロメートル地帯に対する防災、減災をまた新たにしていかなきゃならないということをおっしゃってみえたわけでございますけれども、大変な大きな被害があったわけでございます。これは私たち弥富市とまさに共通する課題だなあという形の中で、いろんな災害時のお話を聞くことができ、大変勉強になったわけでございます。

そうした形の中において、今三宮議員がおっしゃるように、一時避難的な場所ということにつきましては、1平方メートルではもちろん足りないわけでございます。こうした状況の中においては、やはりもっともっと市民の皆様が安心して避難できるような場所をしっかりと確保していかなきゃならないとは強く思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、今までは一時的な避難という形の中で優先課題を持ってこの防災計画、特に減災計画を進めてまいりましたけれども、これからはやはり防災という形の中で、それをどのように食いとめていくか、またどのように立ち向かっていくかということにつきましては、これからしっかりとやっていかなきゃならないと思っております。

来年の4月から組織対応もしていきたいと思っておるところでございます。今現在、総務部の防災安全課というところがあるわけでございますけれども、この防災安全課を危機管理課という形の中で、私どもといたしましては、市民の安心・安全のためにもう少し職員が危機感を持たなきゃだめだという形の中で、危機管理課という名称に変更してこの防災、減災にしっかりと取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 阪神大震災のときもかなりショックだったんですが、東北大震災のような津波などについては幸いそうではなかったために、弥富市もその後いろんな防災対策をやってはきましたが、例えば弥富中学校の建設だとか、日の出小学校の建設のときに、私たちがゼロメートル災害に対するもう少し厳しい目を持っておれば、当然屋上も避難所として利用できるようなものにつくっていくことが求められたと思うんですが、そういう意味でいいますと、今市長もおっしゃられましたように、残念ですがやっぱりまだ私たちも含めてうちの役所の対応が、そういうところに住んでいると、いざというときには本当に命にかかわる。

しかも伊勢湾台風とは比べ物にならない大災害が想定されるということを考えたら、なるべく公共施設についてはそういうものとしてつくっていくということとあわせて、今市長もおっしゃられましたように、もっともっと高いレベルでの対応が必要だということで、そのためには今後まだどっちにしても県の今の避難シミュレーションを私どももしっかり勉強させていただきながら、どういう対応を弥富は考えなきゃいかんかというのはその全体像が明らかになる中でしていきたいと思いますが、そういう立場でやはり今後の弥富市政の中でこの防災問題というのは、本当に市民の命を守るという上で相当高い位置にあるものであり、そして必要な費用もかけなきゃならんということについては、今の市長の御答弁を通じまして、そういう思いを持っておられるということを知りまして、ぜひその方向で一層強めていただきたいということを求めて、次の質問に移らせていただきます。

12月4日の中日新聞の報道にも見られますように、アベノミクスでよくなったというのは大体1割ぐらい、そして悪くなったと答えているのは3割ぐらいですが、ただその3割といましても、要するに年金暮らしのお年寄りだとか非正規の厳しい条件で働いている人たちを含めて全体で3割が悪くなったという回答であります。実際には、そういう年金暮らしだったり非正規だったりという条件の悪い人たちの悪くなったというその感覚、答えは、平均の3割ではなくて、相当高い割合になってきておまして、今のアベノミクスの失敗のもとで暮らしがもう大変な事態に陥っていることだとか、さらに当初、消費税を10%にして対応するなんていうようなことでいろんな社会保障に対する支援なども言われておりましたが、実際には10%に上げるどころか、さきの8%の引き上げによって日本の経済も暮らしの土台

も大きく困難に直面をしてきている。

しかも、もともと10%を取ったとしても年金についてはもう確実に下げていくとか、あるいは前にも議論をさせていただきましたが、介護給付につきましては費用ベースでいいますと要支援1、2の人たちについては、現在の半分程度の費用しか想定していないと。しかもその事業は市町村に回していくというようなことが大きく進んでいる。

しかも後期高齢者医療保険につきましては、これは今現在のところは、かつて扶養家族であった人、それから非常に所得の低い人たちに対しては大幅な軽減税率が適用されておりますが、これをなくして5倍だとか、それを超えるような値上げをしていくということで、収入のない人にも負担はさせるという仕組みがどんどん進んでおります。

そうしますと、市長は介護を後退させないというふうにおっしゃられたり、やはり暮らしの応援には力を入れていくという立場でありますから、そういう状況、しかも加えて本当に私も今回、皆さんのお手元に資料も配付させていただいてありますが、ちょっと資料について簡単にどういうものかということの説明させていただきますと、1つはそのとじたものですね。

これは前回も手書きの部分も含めて配らせていただきましたが、きちんとパソコンで打っていただいてつくらせていただいたものに直し、多少数字を改めたところもありますので、以前の資料を持っておられる方はぜひこの新しい資料に変えて使っていただきたいと思いますが、一番広げていただいた上の最初のところは、1人当たりの市税収入の尾張18市と高浜市の平成17年と23年、24年、25年とその比較のもの、それからその隣が1人当たりの資産課税収入で、やはりこれも尾張18市と高浜市を入れてありますが、ここにつきましては都市計画税を取っていない弥富市とあま市と愛西市は当然それはなしであります。ほかは都市計画税を含む資産課税の1人当たりの額であります。

それから、2枚目は弥富市の昭和59年から平成25年度までの主要な税金です。固定資産税、個人住民税、法人税、3税の1人当たりの額を入れてありますが、その後に都市データパック総合評価の、東洋経済新報の住みよさランキングというもので、2008年版と2014年版を使った比較を入れてあります。

ここでちょっとごらんいただきたいのは、実は平成18年の決算と24年の決算の財政力指数などは対応したものでございますが、これで愛知県38ある市のうちで、平成18年から24年の決算で、財政力指数は0.1ポイント弥富市は改善をして、上から6番目ですが、改善をしております。それから名古屋市が中ほどにありますが、名古屋市は財政力指数は変わっていないはずですね、0.99。そのほかの市ですね、大幅に後退をしている。

だから、現在の経済状況のもとで、あるいはその後、弥富でいうと下水道の整備だとかいろいろなものが行われたりしてきて、税収は大幅に伸びましたが、借金も大幅にふえてきたり、

そういう対応で、あるいはこの間、弥富中学校の建設だとか日の出小学校の新築だとかといういろんな事業をやってきて基準財政需要額がふえたことなどもございまして、税収が伸びている割には財政力指数は改善されていない。

しかも元気な愛知、東海と言われる中で、全部ほとんど後退している。しかも半端な後退じゃないという中で、私たちが市民と向き合いながら今の市民の暮らしを守るということを考えていかなきゃいかんということを考えたときに、本当に少々の努力では対応できないような事態を迎えておりまして、本格的に市民の暮らしを守っていく上で市の行財政計画を見直していくことが強く求められていると思いますが、こういう時代背景と実際に愛知県下の各市がこういう状況になっている中で、まだ弥富は恵まれていて幾らかでも改善しているという状況ですが、しかし、それにしたって今後の行財政課題を考えたら、相当腹をくくった対応が求められていると思いますが、その辺の市長の御認識をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今、三宮議員がおっしゃるように、弥富市の最近のさまざまな税収における推移ということにつきましては、大きく好転をしているということが言えるかなあと考えております。これは市民の皆様の大変な御努力と、あるいはまた西部臨海工業地帯から大きくその固定資産税を私どもとしてはお願いすることができてきている。あるいはまた平島中区画整理事業における新しい住宅、あるいは土地という状態の中において、固定資産税の伸びが大きくさせていただいておる。平成25年度の決算におきましては、議員各位にも御報告したとおりでございます。過去の税収を大きく総額において更新することができた、これも事実でございます。

しかしながら、一方では合併における普通交付税のいわゆる減額というのも平成28年以降始まってくるわけでございます。そうした形の中において、財政の健全化ということがより一層求められてくるわけでございます。そうした形の中で、まちづくりの中においてはさまざまなバランスを考えながら、税収との兼ね合いの中でやっていかなきゃならないと思っております。

また、都市データバンクの総合評価につきましても、25年度、39位と。今現在813の市及び区があるわけでございますけれども、そういうような状況でございますけれども、これは一つの物差しというのがそれぞれございまして、我々はその物差しをしっかりと見ていかなきゃならないと思っております。

1つは、安心・安全のまちであるということに対しては、医療・介護、そういったような形がしっかりと充実しているということが一つの大きな評価としていただいております。

ざいます。

また環境問題につきましても、これからはまだまだ整備をしていく段階でありますけれども、いわゆる公共下水道事業、農業集落排水事業が着々と進められているということ。あるいは、いわゆる持ち家制度が非常に大きく伸びておるといふ形の中での住みやすさということが言われております。

また、名古屋市の近郊という状況の中で、交通の便もいいというような物差しがあること、そしてまた財政力指数ということにつきましては、一定の財政力指数が確保されているというような状況での総合ランキングでございます。このランキングは今39位という形があるわけでございますけれども、決して我々は財政の健全化を抜きにしてこのまちづくりをするわけにはまいりません。

そうした形の中で、税収とのバランスの中でよく見ながらまちづくりをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 実は今、市長は環境問題で下水道や集落排水事業の整備ということに触れられましたが、実際にこの間、私が一番心配していることの一つは、実はこの下水道事業の将来負担ですね。

例えば、農業集落排水事業の7事業では、実際に当初は計画人口1人当たり約90万程度と言われておりましたが、実人口でその地域のかかった費用を計算してみますと、1人146万7,000円と、7地区のですね。供用開始時の実人口が7,828人だそうですので、総事業費を割ると1人当たり146万7,000円、借入金の総額が32万2,000円というふうになります。そして実際に、今もう新規のところを除いては、平均しても90%以上接続しておりますが、ところが実際には維持管理費も賄えない状態、ましてや借入金の利息だとかというものや、借入金の返済に至りましては全部市が肩がわりをしているという状態であります。

さらに、流域下水道と関連公共事業で、これも計画人口は将来を見越してであります、人口減少に向かっているときでございますので、やっぱり今の実人口で見ていく必要があると思っておりますが、そうしますと1人当たり、両方の事業を合わせて120万を超え、弥富市の責任で借り入れる費用が1人当たり45万7,000円という額になります。

これが海部南部水道の伊勢湾台風以降に事業を開始して、25年度末までの1人当たりの要するに投資された総費用が31万4,000円、起債の発行総額が8万9,000円ということから比べますと、もう何倍というレベルですよ。

市の計画自身を見ましても、実際に将来の建設費の積み立てなんかを考えられる時期というのは、事業着手から四十数年たった後しか考えられないということでありまして、先日も新聞でも報道されておりましたが、供用開始から50年以上たって更新の時期が過ぎているに

もかかわらず更新できない下水道管がいっぱいあると。しかも、この事業の特徴からいいまして、要するに借入金が大幅に使えるということもありまして、平成15年から事業開始をして25年度末には流域下水道で借入れをした費用は43億円に上りますが、実際に返した費用は1億4,000万円と、ほとんど利息だけ返して今日に至って、今後さらにこの返済額がふえていく。

ところが、現在の25年度の収入は、全ての料金手数料収入で7,530万円余り、支払利息だけで7,636万円、そして県への負担でこの維持管理費負担ですね、5,080万円余りということで、これも事業が進めば進むほど多額の将来負担が発生します。

加えて、国はもう10年ぐらいでこの事業ということを言われておりまして、さきに私の質問でも、市側からそういう検討が求められているというような内容の御答弁もあったと思いますが、しかしこんな形で実際に市が大変だから住民に負担せよといって負担させるわけにもいかないし、そうかといって今のような事情のもとで、こういう格好で事業展開をしていくということがされたら、私は弥富の財政は成り立たなくなる。多くの全国の市町の財政困窮の大きい要因にもなっておりますので、いずれにしても、国との関係でも見直しがありますが、こういう中で合併浄化槽も非常に性能がよくなりまして、今メーカー希望価格でも1個当たり5人槽で50万ですが、市場価格はかなり割り込んでいますよね。そういう費用対効果の高いものも十分使いながら、市の財政の弾力性を維持していくという方向はぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 弥富市公共下水道事業、平成23年3月31日に第1期の供用開始を始めまして3年半ぐらいが経過してくるわけでございます。この間、市街化区域を中心として公共下水道事業を整備し、供用開始をさせていただきました。

我々としては、この事業を次の時代の環境整備をする、あるいは水質汚濁、汚染のないようにしていくという中でしっかりと前へ進めていきたいという形の中で、これは大変多額の財源が必要となりますので、毎年毎年日光川流域下水道事業という一環の中で国のほうに財源の要望をさせていただいておるところでございます。

ことしの秋も関係市町村あわせて陳情に行っているわけでございますけれども、国土交通省は向こう10年間で一定のいわゆる整備をしていきなさいという形で考え方を新たに出されております。この考え方につきましては、互いに知恵を出して、どのような形で公共下水道事業が施行できるかということについて考えていくということでございます。

でも、私どもといたしましては、議員御承知のように、最初の供用開始あるいは準備期間というのがまだ最近のことでございますので、この事業については20年、25年の事業という形の中で理解をしながら、供用範囲を拡大してきているところでございます。しかし、国の

考え方は向こう10年でどのぐらいの整備ができるんだという形であるわけでございます。

そういうような状況の中で指示が来ておるものですから、私どもとしては平成27年に向こう10年間のいわゆるこの計画に対するアクションプランをつくっていかうということを今考えておるところでございます。

今、大体平成27年から37年までを10年間という形でさせていただきますと、全体の計画の59%から60%が達成できるというようなことを試算としております。いわばイオンタウン、あるいは弥生学区の北部というような状況での7号幹線、そして市街化区域である佐古木地区への波及ということで9号幹線、このところにつきましては何とかこの10年間で整備をしていきたいということで、この公共下水道事業の進捗を図っていくつもりでございます。

先ほども言いましたように、国からの補助事業という形で2分の1をいただいております。大変大きな財源でございますので、そのようなことが消えていってしまうということのないように、これからも要望をし続けていかなきゃならないというふうに思っております。

来年作成いたします10年間のアクションプランということにつきましては、また議員各位にお示しをさせていただいて、しっかりと公共下水道事業を精査していきたいということでございます。結論から申し上げるわけにはいきませんが、10年のアクションプランという状況の中で作成できた場合に、これはもう一度財政との兼ね合いの中でしっかりと考えていかなきゃならないということも出てくるかもしれません。そういったことも含めて、このアクションプラン作成後、議員各位に御報告申し上げていきたいと思っております。

しかしながら、私といたしましてはこのまちづくりの中で、次の時代に向かう子供たちの環境ということに対して、しっかりと残していかなきゃならない、環境整備をしていかなきゃならないというのは、この公共下水道事業の役割は非常に大きいと思っておりますので、それもあわせてアクションプランの中に折り込んでいきたいということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 河川がきれいになる、きれいにするということは私もいいことで賛成なんですけど、問題は、要するにその費用が住民と行政が負担できるかどうかという問題なんですよね。

今のような額で進んだ場合には、到底、全国的にもほとんどそうですが、事業の借金を返す前に耐用年数が来ってしまうというような状態になってきております。しかも実際に投資した費用は、当然、更新するときにはまたそういう格好でかかっていきますので、人口減少に向かう中で、やはりこの計画については財政との関係についても十分注視をしていただく。

もう既に東北等の各地では、県レベルで合併浄化槽に向かって大規模な転換がされておりますし、以前、私どもも瀬戸内海のほとんど雨が降らないところで香川県のある町でしたが、

今合併して別の市になっておりますが、そこで雨が降りませんから、ほとんど側溝を通じて浄化槽の排水を流しておりますが、この浄化槽の排水だけで蛍の宿主になりますカワニナがすんでいる、そういうレベルの合併浄化槽の汚水環境改善の力があるからこそ、国も合併浄化槽そのものには補助金を出しておりますし、さらに今日では合併浄化槽なしには建築は認められないというレベルになっておりまして、かなり合併浄化槽も市内でも進んでおります。国の、一方で合併浄化槽で補助金を出しながら、それを壊してまた下水道につなげていくということになりますと、ますます財政的に困窮して二重投資、三重投資になりますので、この問題については本当に合併浄化槽が果たす環境改善の役割等につきましてもいま一度しっかり見ていただきながら、今市長もちょっと財政の問題も考えなきゃいかん場合もあるかもと言われましたが、財政の問題とにらみ合わせた市民と行政の負担にならない方向についても十分一度御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどもお話をさせていただきましたように、公共下水道事業における向こう10年間の基本的なアクションプランを来年度策定させていただきたいと思っております。

合併浄化槽における費用負担というのが非常に大きいことは、もう重々私どもとしても承知をしているわけでございます。そうした形の中で、しっかりと精査をしていかなきゃならないという形でございます。

しかし、じゃあ合併浄化槽でいいかということになりますと、これはまた別の議論があるなとも思っております。本当に水環境をよくしていくためには、やはり私は合併浄化槽よりも公共下水道事業という形の中で施工していくのが、本当に水質を確保する上において正しい方法であろうと思っております。

しかし、これが財源との兼ね合いでということになりますと、いろんな考え方もあるということだけは承知しておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） いろいろ議論があるところでございますが、やはり全国的にも非常に下水道問題につきましてはどこの市町も、あるいは既に人口が減少しておるところでは相当大きい負担になっておりますので、そういうことにつきましても考慮いただきながら、今後の計画を進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

実は、今お手元に私の手書きで弥富市標準財政規模と当初予算、決算額の比較で、21年度から25年度までの標準財政規模と当初予算と決算額、そしてその割合の比較を載せてあります。

標準財政規模というのは、私が説明するまでもなく税収や国から定められております各種

交付金、そして普通交付税、さらに今は交付税のかわりとして使われております臨時財政対策債、あるいは税金が財政計画の想定よりも落ち込んだような場合には減収補填債ですか、こういう形でカバーする地方財政計画に基づいて、要するに国の学校建設のような補助事業だとか、保育所のような親から負担金をいただいてやるような事業とは別に、一番土台になる、さっき申し上げました収入について、その市町村がどの程度の力があり、それに対して交付税でどれだけ補填をするか。交付税で賄えないものについては、臨時財政対策債であわせて補填するという一番基本的な収入になるわけですが、これとの関係で弥富市の実際の状態を見てみますと、トータルで考えますと、5年間の当初予算473億9,900万に対して、標準財政規模の97.6%で当初予算を組まれております。

標準財政規模の2.4%、年平均では2億3,400万円の差額があります。それから、当初予算と決算額でいいますと、当初予算が473億9,900万円ですが、決算額は489億円ということで3.2%、年平均額で3億円上回っております。そして、標準財政規模と決算額につきましては100.7%で、年平均で65.8、800万円ほど多いのではないかと私の計算ではなっておりますが、これは多分弥富市の税金の収納率などが国が示しているレベルよりも幾らか高いことからこういうふうになっておりまして、だから標準財政規模との関係で、1つはこういう乖離があるというような現在の予算編成のあり方について、これは改善の余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 標準財政規模と当初予算の乖離ということにおきまして、今議員がおっしゃられましたように、標準財政規模を出す上における収納率、それと実態の収納率という関係もございますので、これも完全にそろうような形というのは、収納率の関係もございますのでなかなか困難な部分があります。

しかしながら、少しでもそういったものに近づくような形では毎年繰り返し精査をしておりますので、今後も引き続き精査して乖離が少ないよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が前から予算と決算には差があり過ぎるということを申し上げたのは、要するに、その年度に新たに入る実際の収入をきちんと当初でつかむか、それとも事業はいっぱいあって、それは大体こんな程度で、あとは繰入金だとかそういうもので賄って、弥富は何とか預貯金を取り崩しでずうっとやっておりますというようなことが予算編成のたびに新聞で発表されるような状態は、市民や議会に財政の実態を反映させないから直してほしいということで申し上げてきたんですが、いろいろな努力をされていることは確かですが、その下のほうに弥富市の財政計画と当初予算と決算額の、これは平成25年度分ですね。

24年の12月に示された25年度からの財政計画の25年度分に対して、当初予算と決算がどうだったかということを取りまとめましたものでございますが、繰入金と繰越金と市債を除いた要するに正味の収入で見ますと、財政計画と右端に書いてありますが、財政計画と決算の関係でいいますと、歳入増が今3つの項目を除いて5.3%ふえて6億2,500万円の歳入増になっております。

さっき基本的な部分の標準財政規模で3%ほどですが、ここでは全体で5%ほどになっておりますし、それからその下に当初予算との対応でいいますと5.4%で6億3,600万円、そして財政計画との関係でいいますと繰入金や起債の減少額が9億200万円、それから予算と決算でいいますと繰入金と起債の減少額が6億6,900万円で、実際に、起債については今臨時財政対策債だとか、いろんな事業をやっている関係で発生しますので、それ以外の繰入金などはそんなに使わなくてもよくて、ほとんどその年度の新たな収入でおさまっているというのはこの結果であります。

そして、その下に書いてありますが、歳出のほうの財政計画との比較では5.8%少なく、8億1,200万円実際に財政計画で経常されたものよりも少なくなっている。それから当初予算との関係で見ましても2.6%、3億5,700万円ほど少なくなっております、したがって標準財政規模のほうの対応もそうですし、そのほかのいろんな事業もそうですが、歳入についてはなるべく少な目に、歳出については多目に組んで五、六%の差が発生する。

だから、さっきのほうで年平均、予算と決算で3億円ほど違っていますよというんですが、こっちに来ると繰入金なんかを入れると相当大きい違いが発生しておりますので、ここはやっぱり今の財源不足だとかいろんなことを市側で言われておりますが、実際に我が町のその年度に入る収入と支出の割合をきちんと見ながら、財政計画の中にもこのたびはいろんな改善もされておりますが、もっと実態に近いものを反映していくということですか。長くこういう形で公表してやってこなくて、私どもも早くからこういうことをきちんとすれば、もっとみんなが財政問題もちゃんと見れるようになるということもありまして、求めてきて、ここ3年間は毎年12月になると5カ年分が新たに公表されてということで、その中でまたこういう問題も、私たちが見ても、ああなるほどこれはまだ改善できるなということを私なりに理解したつもりですが、ぜひ今総務部長がおっしゃられましたように、そういう差をなくしていくのは誰が考えたっていいことに決まっておりますから、今までいろいろやってくださったんですが、それにしてももっと精度を上げて、その年度の収入で賄える事業とそうでないものもきちんと仕分けをしながら、市の財政活動をどんどん市民の期待に応えられるものに執行していく、それから余り差のないものに直していくということについては、ぜひさらに踏み込んで御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今後におきましては、当初予算額とか最終補正予算、これが決算との乖離が少なくなるよう、また中期財政計画の中期財政見通しの精度を高めるように努めてまいります。

しかしながら、極端なことを言いますと、決算額と同額の予算というのは組めるものじゃございませんが、そういったかなり近似値の予算を組んだ場合には、結果的に繰越金がゼロ円、極論ですが、そういったことになりまして、結局、現金預金を減少させずに事務事業に充当できる財源はふえもせず、減りもいたしません。

ですから、こういった乖離があるということと今後の中・長期的な財政状況、事務事業に充当できる財源が足りるのか足りないのかということとは別問題と捉えております。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、部長はそこに差が、要するにきちんと組めば繰越金がなくなるだけだというふうに言われましたが、もともと弥富市はこの間、もう少し前だと弥富中学校、それから日の出小学校もやり、弥生保育所の全面改築も進めていくというふうに、他の市町にはないような形で、1つは地震防災対策も兼ねてですが、老朽した弥中を改築したりして、合併時に比べてほとんど積立金は減らさずに来たというのは、やっぱりそういう力があるからでありまして、ただこの間を見ますと、10億を超えるような毎年繰入金をして、預貯金を崩してという格好でずっと市民には知らせていましたよね。

それはやっぱりきちんと組めば繰越金が少なくなるだけだということじゃなくて、実際に周辺の特に西尾張地方の各市町ができんような公共投資をずっと続けてきて、そういうことをやってなおかつ積立金も減らさずに来たというのは、弥富の財政力がこの間安定してきたことではありますが、同時に、前に市長はこの本会議場で言われたと思うんですが、道路整備なんかのために1億円つくろうとしたってなかなかその財源が出てこんというんですが、そうじゃないんですよ。

少なくとも、今年度の収入はこれだけありますということをきちんと財政当局が明らかにすれば、そんな積立金の取り崩しをせずに基本的にやれるわけですから、そうすると積立金をどう運用するかというのもまた出てきますが、当初から財政のつじつま合わせは積立金というようなやり方が、残念ですが、今は随分改善をされましたが弥富の場合はありました。

同時に、いろいろ議論をした25年度につきましても、まだ実際の当年度に入る基本的な収入をきちんと計上するということをいいますと、先ほど部長のほうから、さらに乖離が少ないものにしていくというふうに言われたように、これはやっぱりそういう努力をして、市長や市の担当部課長に弥富市の財政と実際にその年度に入る収入でその年度の事業の大半がき

ちんと賄われているということを私は理解もしていただきたいし、そこは私は財政当局の一番まず市の事業を発展させていく上でそれをやられることが好転になると思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 三宮議員が今お配りになられた資料につきましては、25年度の財政計画の写しでございますが、確かにこのときは繰越金を3億にして、それから財政調整基金を約3億繰り入れという形でこの当時はつくっておりました。

その当時としては、繰越金と財政調整基金を足して6億ならば、最終的に現金預金は取り崩さなくてもいいという考え方で、それを繰越金と財政調整基金の繰入金に振り分けておったわけです。

しかしながら、それを横にずうっと中期的に並べると、毎年毎年財政調整基金が、繰入金で3億という数字が上がりますので、こんな調子だったら貯金がなくなってしまうんじゃないかというようなお話もありまして、事実そういうふうにもちらも思いましたので、今の財政計画は繰越金を6億円にして、基本的に事業目的がない場合は財政調整基金は入れないという計画になっております。

それで、その繰入金が6億がどうかということでございますが、それは先ほどちょっと答弁しましたように、さらなる歳入歳出をより決算に近づけるような予算を組んだ場合には、繰越金のほうが6億から減るということで、トータル的な事務事業に使えるお金というのは変わらないと捉えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 時間が無いから最後の質問にしたいと思いますが、この25年度で見ていただきましても、当初予算との関係で見ていただいても歳入増が6億3,900万円、そして当初予算との歳出の差額が3億5,700万で、出と入りを合わせて実際の当初予算と決算の間に10億円ほど差があるんですね。

だから、これは今部長がおっしゃられましたように、繰入金のごときはこの間ずうっと改善もされて、今後の財政計画の中にもされておりますが、要するに基本的な収入でこの5年間にしましても、当初予算では平均して3億まだ少なく組んでおるし、歳出についていうと多く組んでおりますので、この辺がもっと実態に近いものにされるなら、やはりもう少し積極的な市民サービスができる、そういう各担当課の事業計画をできると思いますが、市長、前にも本当に道路整備のため、私たちが見たって市道のもう少し整備をしてほしいというところがいっぱいありますよね。

そういうところのお金も出んぐらいだというのは、私はこの実態を見ると、もう少し踏み込んで対応できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

歳入と税収という形の中での歳入と歳出のバランスをしっかりと組めということでございます。これにつきましては、御意見として過去にも何回も何回もお話を伺っているところでございます。

我々としては、全てそういう形の中の精査をしながら当初予算を編成しておくわけでございますけれども、大変厳しい状況というのもさまざまな事務事業を遂行していく上においては出てくるわけでございますので、そういったことで多少歳入と歳出がバランスが違う、繰越金になるということはあると思います。

しかし、この繰越金につきましても、翌年の歳入計画に入れていくわけでございますので、そういった形の中で御理解もいただきたいと思っております。いずれにしましても、三宮議員おっしゃるように税収としての歳入歳出ということに対して、しっかりとつじつまが合うような形でこれからも精査していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○5番（三宮十五郎君） 質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回、2点質問させていただきます。

まず市内農業用燃料タンクの安全性について、お尋ねをいたします。

東日本大震災では、巨大津波により大量のコンテナが流出していく映像が今でも目に焼きついております。この地方でも、昭和34年の伊勢湾台風では、貯木場の木材が流出で甚大な被害が出ております。

現在、東海・東南海・南海の3連動地震に日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸の震源域を加えた5連動地震が近い将来発生するおそれがあります。名古屋港においても、大規模地震により津波が発生すれば大量のコンテナが市街地に流出し、多くの生命・財産を奪うこととなります。また、津波に限らず、台風による高潮においても同様の心配がなされております。

コンテナ流出に関しては、愛知県並びに名古屋港管理組合の調査・検討を見守るといたしまして、今回は同様に東日本大震災で重大な被害をもたらした石油タンクや燃料タンクの倒

壊や燃料の流出による火災の発生について質問をいたします。

燃料タンクの中でも、弥富市は施設園芸農業が盛んであります。多くの農業用燃料タンクが存在をしております。JAあいち海部管内には、把握している経済連タンクは平成26年9月末現在で869基であり、そのうち愛西市を股にかけている市江支店、そして十四山、鍋田両支店、正確な数字ではございませんが282基になります。また、経済連契約でないタンクも存在しておりまして、実際には300基を超えるのではないかと思います。

この中で、海により近い鍋田支店管内には、市内の3分の2以上現存をしておるわけでして、弥富市は数はもちろん設置場所の把握はしておるでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

市といたしましては、正確な設置数については把握できておりませんが、農業用燃料タンクを設置する場合におきましては、消防法の関係で、少量タンクとして消防庁への届け出が必要となっております。

海部南部消防組合で、設置数及び設置場所につきましては把握されております。しかしながら、少量タンクを廃止した場合に必ず廃止届け出がなされていない場合もあるそうでございます。

以上によりまして、海部南部消防組合が把握しております市内の少量タンクの届け出数は394基となっております確認をとっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私が把握しているのは経済連契約のタンクだけでしたので、実際には多いと予想はしておりましたが、他契約のタンクがこれ以上あるということはちょっと驚いております。いずれにいたしましても、それだけ事故の危険性が多くなるということが予想されます。

次に、少量危険物の貯蔵には、海部南部消防組合が策定している火災予防条例で届け出の義務があります。

そこには重油400リットル以上2,000リットル未満、灯油では200リットル以上1,000リットル未満貯蔵し、または取り扱う場合は、消防庁に届け出が必要と記されております。そして、条例には数々の指導基準がありまして、空き地の距離から始まりタンクの固定、基礎、配管などなど多くの基準があります。特に、防油堤にはタンクの全量が収納できる内容量が必要で、何かしらの原因で燃料が漏れ出しても、その中におさまるようにしなくてはなりません。

海部南部消防所管内で人的ミスまたはタンク、配管などの経年劣化での燃料が農水路や農地に流出したという事故は、少なくともここ数年報告されていないということでしたが、弥富市としては、重油2,000リットル、灯油1,000リットル以上の市長の許可及び取扱者に危険

物免状が必要となる物件は指導はしているのですが、少量危険物貯蔵タンクについて、消防署と連携し取扱者に指導は行っているのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 危険物の貯蔵または取り扱いの承認等につきましては、海部南部消防組合において行っております。

海部南部消防組合に確認したところ、少量危険物限定でのタンク設置に関する安全基準の指導は、海部南部消防組合火災予防条例に基づき、危険物の貯蔵及び取り扱いの基準等によって実施されております。

タンクの安全性についての指導項目は、漏えい対策はタンクの周囲に防油堤を設置すること、1. 地震対策はタンクと配管の接合部にフレキシブルを設置すること、1. 転倒防止対策はアンカーボルトで固定するなどして補強すること、1. 腐食防止対策はタンク基礎部を少し高くすることとなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） もし重油などの燃料が防油堤から漏れ出すような事故が発生した際には、海部南部消防と連携を密にいたしまして、市としても素早い対応をお願いいたします。

また現在、高知県では南海トラフ大地震による強い揺れや津波で農業用燃料タンクが転倒し、重油などが流出することが想定され、火災などの2次災害並びに土壤汚染につながるおそれがあり、防災・減災の視点から大地震に備えたタンク設備の整備にかかわる支援制度の創設を提言しております。

燃料タンクは、重油などの出し入れや残量確認のため穴があいているのが通常であります。転倒し、タンクが押し流されれば、重油などは簡単に流出します。

高知県内の企業は、県の補助金を活用して重油流出防止装置付きの新タンクを開発し、モデル的な導入を支援しております。しかし、新タンクは設備の整備コスト、試作段階で従来タンクの6倍以上であるということ、高知県の現在の補助制度では設備に対し、県、市町合わせても約4分の3のみでございます。今の段階では農家にかかる負担はかなり重くのしかかると想定をされております。重油価格や生産資材の高騰、それにかかわらず農産物は価格低迷をしており、施設園芸農家を取り巻く環境は厳しい中、これまでと同様の生産を維持しつつ、流出防止機能を備えたタンクの導入を計画的に行えるよう、より厚い新制度の創設を高知県は提言しているところであります。

高知県の各市町に比べれば、弥富市への大地震による津波被害は想定では低く見積もられておりますが、海拔ゼロメートル地帯であります。地震だけではなく台風による高潮被害、堤防決壊も予想され、農業用燃料タンクの倒壊、重油の燃料流出は危惧されます。

もちろん弥富市単体で補助制度を考えるには無理がございます。愛知県ともどもこのタン

ク流出防止対策は考えていかなければならないと思っております。防災・減災問題としても、どうか愛知県と話し合う機会をつくっていただけませんか。市の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほどの答弁にもありましたように、地震対策でございますが、安全基準に基づきまして海部南部消防組合より指導されておりますが、議員の申されますように、東日本大震災のときにもありましたような油の流出による火災の発生も未然に防止するためには、タンクからの油の流出防止対策は大変有効だと思っております。

市単独の補助制度は、財政の厳しい状況で大変難しいものがございますが、設置者である農家の負担をできるだけ軽減していかなければならないと思っております。そのようなことから、高知県と同様に、愛知県の補助制度としても制定していただけますよう愛知県に要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 恐らく高知県の対応は、愛知県のほうも把握していると思われま

しかしながら、補助がたとえ認められたといたしましても、より津波の危険度が高い渥美半島が優先される可能性もございます。海拔マイナスゼロメートル地帯の我が弥富市、巨大地震への影響は同様に考えられます。

市長、いち早い県への対応、要望をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、三浦議員からこのような農業用のタンクについてのきちっとした管理基準であるとか、あるいはそれに対する補助制度ということは大変有効な議題ではないかなあと思っております。

できましたら、私どもとしては西尾張9市の市長会に対して、弥富市としての議案という形の中で提案をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） よろしく願いをいたします。

それでは、2項目の質問に移らせていただきます。

市内薬物乱用の現状と対策について、お尋ねをいたします。

薬物といえば、従来、覚醒剤、大麻、シンナーと言われてきましたが、ことし6月に東京池袋駅付近で歩道に車が突っ込み、7人が死傷した事故で、自動車運転処罰法違反、過失致死傷容疑で逮捕された容疑者が脱法ハーブを運転前に吸い、途中から記憶がなく、ぐったりしている映像が余りにも衝撃的でした。その後も同様な事件が相次いでニュースになっているような気がいたします。

脱法では違法性が伝わりにくいと、一般に募って「危険ドラッグ」に呼称を改め、政府は

緊急対策を進め、規制や啓発を強めております。現に、2012年以降、少なくとも全国で40人以上が危険ドラッグで死亡した疑いがあると警察庁のまとめでわかっております。

しかしながら、危険ドラッグの名前の浸透はまだまでして、安全なドラッグはあるのなど、危険性が直接伝わる名前だと説明はされておりますが、しっくり来ない方々も多く、危険ドラッグの呼称にはまだまだ時間がかかりそうでございます。

愛知県では、危険ドラッグの問題を受け、2012年に県薬物乱用防止条例を東京都に続き制定いたしました。立入調査権があるのは薬剤の専門知識を持つ県職員だけでした。同行している警察官の立ち入りを店側が拒めば拒められるという例もありました。

そこで、より機動的に調査を進めることで根絶に取り組むため、危険ドラッグを扱っている疑いのある販売店などに、警察官が立入調査できるよう県薬物乱用防止条例の改正案が9月に提出をされ、早ければ年内にも施行されるということでございます。これで規制力や警察との連携をより強めることができます。

この警察官立入調査権を与えているのは、現状は大阪府だけでして、愛知県のほか東京都も改正施行前でございます。また、県内では危険ドラッグで幻覚作用をもたらす交通事故が相次いで報道されております。

愛知県警は、単独の物損事故でも運転手が危険ドラッグを使用した疑いが強いケースでは、道路交通法違反容疑で現行犯逮捕する方針を決定しております。これにより、県警は使用が疑われる事故が起きた場合、運転手が真っすぐ歩けるか、簡単な受け答えができるかどうかを確認、正常な運転ができる状態ではないと判断されたら現行犯逮捕するということ、また運転者の様子は写真やビデオ撮影などで記録するそうです。

県警によりますと、県内の危険ドラッグが原因と見られる事故が急増、6月までに昨年のペースの2倍だそうです。そして、11月には道路交通法に基づく運転免許停止処分者が同法の規定を初適用する事例もございました。

弥富市では、危険ドラッグによる物損事故を含めた交通事故は発生しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 危険ドラッグ使用の影響と見られる交通事故につきましては、蟹江警察署に確認しましたところ、愛知県内では本年の1月から10月までに、人身事故5件、物損事故31件の合計36件との回答をいただきました。

なお、弥富市内及び蟹江警察所管内では発生していないとのことでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市内では、まだ事故は起きてないということの回答でしたが、県内では確実に増加しております。

しかしながら、薬物による交通事故またはそれ以外の犯罪がいつこの身近で起こり得るか、おかしくはない状況になっております。蟹江警察との連携を密にいたしまして、市内発生抑止に努めていただきたいと思います。

次に、愛知県では薬物乱用防止啓発事業として、まず新国連薬物乱用根絶宣言、これは2009年から2019年の支援事業の一環といたしまして、国連決議「6・26国連麻薬乱用撲滅デー」を皆さんに知ってもらうため「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を6月20日から7月19日まで実施いたしました。また、10月から11月にかけては、麻薬、覚醒剤などの乱用による危険を広く県民に知ってもらうため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施しております。そして地域での講習会などに保健所から講師を派遣、知事に委嘱された400人の薬物乱用防止指導員が地域で薬物乱用防止に関する知識の普及活動や相談を行っております。

弥富市では、愛知県に準じて何かしらの啓発活動を行っておりますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

市単独での啓発活動は現在行っておりません。

ただ、海部地域といたしましては、平成26年度、津島保健所地区薬物乱用防止街頭活動実施計画によりまして、6月27日午前7時15分から約1時間ほどでございますけれども、近鉄弥富駅において「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンを実施いたしまして、リーフレット、ばんそうこう、ポケットティッシュの啓発資材を配布し、薬物乱用防止の呼びかけを東部・南部ブロックの方の御協力も得まして行いました。

また、10月26日の弥富の健康フェスティバルの会場においては、南ブロックの方の協力を得まして、麻薬・覚醒剤乱用防止運動、街頭活動を実施いたしまして、同様の啓発資材を配布しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 確かに健康フェスタ、乱用防止運動には申し分ない場所ではあるかと思えます。このほかに春まつり、芝桜まつりなど、市内でも多くの方々が集まるイベントの中でも防止運動の検討をお願いしたいと思っております。

次に、全国のライオンズクラブでは、内閣府、厚生労働省、警察庁、文部科学省の後援を得て薬物乱用防止教室を実施しております。十数年前から、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの指導のもと、薬物乱用防止教育認定講師を誕生させ、活動を行っております。

愛知県は、ライオンズクラブの活動を全国で見た場合、一番熱心に活動しているという報告もございます。例に漏れず、弥富ライオンズクラブも市内8校の小学校に対して教室を年数回開催しております。

薬物の乱用は、自分の心や体を破壊するだけでなく、周りの人たちを巻き込んでしまう恐

ろしさを映像で見させていただき、薬物の本当の恐ろしさを訴え、1回だけならとか、私はいつでもやめられるという気持ちを捨て、薬物の誘惑に負けない、そして乱用を絶対しないという強い自覚を持っていただけるよう勉強していただいております。

実際の教室は、小学校から1時間授業をいただき、挨拶を済ませ、まず15分から20分程度のパワーポイントを使用し映像での授業を行い、その後、講師は児童に対しわかりやすく、めり張りをつけながら、時には寸劇を交え、近所のおじさんが話に来たという立場で話をいたします。最後に5分、10分程度の短い時間ではありますが、質疑を受けて終了となっております。

現在、小学校5、6年生を対象に教室を開催しておりますが、市内小学校を年間4カ所回らないと対象学年を網羅できません。ライオンズクラブの現況、飛島村の学校を含め、年間3カ所ぐらいしか回ることができません。市側から小学校へ、数多くの行事、カリキュラムがある中、都合をつけていただき、2年間において全小学校で教室が開催できるよう、警察署、保健所などの専門家の方々に要請をしていただき計画できませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 2年間において、全ての小学校で教室が開催できるよう計画できませんかとの御質問に回答させていただきます。

現在、ほとんどの小学校では毎年6年生、もしくは5、6年生を対象に、蟹江警察署やライオンズクラブに講師を依頼し、薬物乱用防止教室を行っております。各学校では、年度によっていろんな教室が開催されていますので、学校の年間行事の中で計画できる学校では実施をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） また、これまでは児童の方々を対象でしたが、PTAのお母さん方にも教室に参加をしていただき、親子で薬物の危険性を学んでもらいたいと望んでおります。小学校への親子教室への実施を打診していただけないでしょうか。

そして、中学校へは年1回、ライオンズクラブでは校門でリーフレットと粗品を登校時間帯に配布し、中学生の現状、クラブの教室開催は実際のところしておりません。小学校同様に、警察署、保健所からのより専門的な教室を望みます。

現在、中学校の薬物乱用防止教室の実情はどうなっておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） まず1点目の、小学校への親子教室の打診の御質問でございますが、親子教室の実施につきましては打診はさせていただきますが、親子教室となれば授業参観など、学校行事のときにあわせて行わなければならないと、保護者の参加が少なくなつて

しますので日程などの調整が必要になります。

現在では、白鳥小学校では授業参観のときに薬物乱用防止教室を行っております。

2点目の御質問の、中学校の薬物乱用防止教室の実情の件でございますが、各中学校とも薬剤師、養護教諭、蟹江警察署などの講師を依頼して、毎年薬物乱用防止教室を開催しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 小学校のほうにおいては、2年間にわたり教室が全て開催されていることは承知をいたしました。

ただし、小学校児童にはやはり保護者、お母さんにも参加していただき、一緒に薬物の恐ろしさを学んでいただきたいと思います。確かに小学校と講師の日程調整、一番の問題にはなるかと思いますが、いち早く小学校の日程を教えてくださいまして、PTA総会並びに授業参観などとあわせての教室の実現をお願いいたします。

最後に、愛知県では薬物乱用防止推進協議会が設置されております。構成は、更生保護女性連盟、青年団協議会、学校薬剤師会、保護司連合会、ライオンズクラブ、ボーイスカウト、公立高等学校長会などなど、そしてそこに行政機関を交えて、啓発活動を総合的かつ効果的に推進する具体的方策を検討されております。

弥富市は、市単体単位でこのような協議会は設置されているのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問の件でございますが、市単独での協議会の設置につきましては、本市では設置されておられません。

しかし、先ほども出ましたけれども、津島保健所地区薬物乱用防止推進協議会が平成11年に発足しております。目的につきましては、薬物乱用防止のための啓発事業を積極的かつ効果的に実施し、薬物乱用のない地域づくりを目指すというふうになっております。

また、構成員につきましては、保健所を初め管内の警察署、これは津島署、蟹江署になりますが、また保護司の方、薬物乱用防止指導委員、地域内のライオンズクラブ、ボーイスカウト、更生保護女性会、市町村の薬物担当課及び教育委員会職員となっております。

このような中で、今後も事業展開を行ってまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 津島保健所管内での関係団体の連携は行われているということではございましたが、弥富市独自でもこのような協議会の設置が早く望まれます。

そして、薬物がはびこることがない、全ての市民の力で健康的なまちづくりを目指していただきたいと思います。

これをもちまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は介護保険についてです。

まず初めに、現在の弥富市の状況について尋ねます。

市の特別養護老人ホームなどの入所待機者は何名でしょうか。また、どのようにカウントしてつかった数字なのか、詳細にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

市内に特別養護老人ホームは2カ所ございます。入所待機者は、10月末で合計で306名でございます。そのうち弥富の方は179名となっております。

内訳といたしましては、輪中の郷におきまして、148名のうち弥富市の方が124名、長寿の里が158名のうち弥富市の方55名となっております。人数の確認につきましては、必要な都度施設に対して直接お伺いしております。

市としましては、名簿までは確認しておりませんので、複数の施設に申し込みをしてみえる方の場合につきましては、重複している場合がございます。

また、申し込み後に他の施設に入所されるとか、お亡くなりになるとかいった方につきましても、その旨施設に連絡がない場合がございます。そういった場合につきましては、そのまま待機者としてカウントされているということがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 重複もあるということで、実際の数はこれより少し少ない数なのかなと思いますけれども、今後、要支援1、2が介護保険から切り離されて、自治体が行っていく制度にどんどん移行していくということで、前回の三宮議員の質問に対しても、現行のままとりあえずはしばらく続けていくけれども、将来的にはそういうふうに移行していくということでお話しされていましたが、具体的にいつごろまで今の制度が現行のままで継続可能なのか、いつから実際自治体はその分をカバーするようになるのか、具体的にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今回の介護保険制度の見直しによりまして、要支援の方に対する訪問介護と通所介護について、保険給付から新しい総合事業、すなわち介護予防・日常生活支援サービス事業へ移行していくことになっております。

このことにより、介護事業所による従前のサービスに加えて、多様なサービスを主体的に提供されます。利用者が多様なサービスを選択可能となるわけでございます。このサービスは、予防給付によるサービス利用を継続いたしますので、全てが移行されるわけではござい

ません。

この総合事業への移行は、柔軟な取り組みによって効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう、平成29年度末までに移行することになっております。よって、本年につきましても、少なくとも27年度は以降の準備期間として現行のままと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、第6期の間はこのまま行けるのかなということではないんですよね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 29年度末までになっておりますけれども、一つの目標としましては28年度の移行ということも考慮しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 要するに、移行は最終的には29年度末までだけれども、方針としては28年度中に移行したいという計画ですね、わかりました。

ということは、あともう27年度に入ってからもう1年、2年という段階で移行するということは、今の段階から計画を具体化していかないと実行というのはかなり難しいんじゃないかなと思うので、できているのかどうかちょっとわからないんですけど、できていると思いますので、市の今後の方針や計画を具体的に教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 体制づくりということの御質問でございますけれども、体制づくりにつきましては、何といたっても地域包括ケアシステムというものの構築でございます。

重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・介護、予防、生活支援が一体的に提供されるよう、市としましては多職種によるケア会議において高齢者の自立支援のための問題解決、個々のケース検討会や新規要介護者の情報共有をいたしまして、素早い介護サービスの提供につなげる体制を整えてまいります。

また、介護事業所の連携会議であります介護保険サービス調整会議での事業所間の情報交換もしてまいります。さらに、医療・介護・福祉分野の連携強化のためのシステム導入も必要であると考えております。

なお、このたびの見直しに伴いまして、サービスの供給体制が後退するとは考えておりません。引き続き、適切な介護認定とケアマネジャーによる必要なケアプランにより、お一人

お一人に必要なサービスを受けていただけるよう考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、介護サービスの後退は考えていないということでありましたが、私は要支援1、2が自治体に任されて、そうすると自治体の負担だけで物すごいものがあるんじゃないかなと考えておりますけれども、そこは自治体が面倒を見るということで理解が進んでよいのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） そのように捉えていただいて結構だと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 自治体のほうが頑張るということで、弥富市の財政は素晴らしいものだなと思いますけれども、実際、要支援1、2というのは比較的何か軽い感じで考えられている方がいらっしゃるかもしれないんですけれども、実際はかなり介護を要する方であったり、例えばデイケアとか今利用されている方がそうかもしれないんですけれども、全員じゃないですよ、そういう該当される方ではあるんですが、本当に予防介護という段階で、ここが一番しっかりやられないと、かなり本人の負担にもなりますし、介護者の負担にもなりますし、家族の負担にもなりますし、さらにいえば将来的には自治体の負担にも重くのしかかってくるということなので、そういった部分で一番大事なところになりますので、先ほど後退させないということでおっしゃられたので、ぜひ後退させないように努力していただきたいと思っています。

続きまして、現行の介護保険料なんですけれども、今11段階で6段階目が標準額となっておりますね。月4,550円、年間ですと5万4,600円となっておりますけれども、この次の第6期の介護保険料、来年度から始まるんですけれども、それは幾らぐらいになる予定でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、サービス事業量とそれに伴う事業費、保険給付費を推計しているところでございます。保険料については、国が6段階から9段階への見直しの予定でございます。先ほど言いましたけど、市としましては12段階となっております。

市としましても、所得段階や負担割合をどうするか検討中でございます。よって、保険料基準額の決定には至っておりませんが、計画の初年度である27年度の事業費の推計は、26年度見込みの約8から9%の伸びが見込まれます。このことから、保険料もおおむね同程度の増額になるのではというふうに予想しております。

減免制度につきましては、利用者負担、保険料ともに当該年度の所得が災害や疾病、事業

の損失等によって前年度中の所得に対して著しい減少があった場合に軽減することを定めております。さらに、必要と認めた場合につきましては、減免申請前3カ月の平均収入額のしんしゃくもしております。現在の段階では、約8から9%の増額というものを一つ念頭に置いておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、今8%から9%大体伸びるということで考えますと、今、月が4,550円なので大体400円ぐらいずつ上がるというぐらいで、そうすると5,000円ぐらいになるという考え方でいいんですかね。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

第6期の介護保険事業計画、あるいは高齢者福祉計画ということにつきましては、今現在まだ素案の段階、骨子の段階でございまして、まだ特定な基準額というようなことについては、これから策定委員会のメンバーに御協議いただいて決定させていただきますので、今の段階では具体的な金額を申し上げることはできません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かにそういうことだろうと思うんですけども、ある程度見込みとしては8%から9%ということですね。

介護保険が始まったときから比べると、今回だけでも大体倍近いぐらい上昇している傾向があります。どの自治体もそうなんですけれども、そうしますと、例えば僕が介護保険を受けられるくらいになるとどうなるんだろうなあということも考えられますし、そのころには、今でも年金はどんどん下がっているの、どのようになっているんだろうなあという不安は大きく残ります。

なので、やっぱり介護保険自体が、かなりこの制度を維持していくのは大変なんじゃないかなと私は考えております。そのためには、現状そういっていても、なかなか今利用されている方もしくは支払っている方、大変な思いをして支払っているわけでございますので、この部分に対して救済措置をとっていかなければならないと思っております。

現在、介護保険の減免制度があると思うんですけども、今どのようになっている、しかもそれは今現在何件でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずおわびを申し上げます。

先ほど答弁の中で、通告書にありました減免制度のこともちょっとしゃべってしまいました。改めて答弁させていただきたいと思っております。

減免制度につきましては、利用者負担、保険料とも当該年度の所得や災害や疾病、事業の

損失等により、前年のうちの所得に対して著しい減少があった場合軽減することを定めております。さらに必要と認めた場合には、減免申請前3カ月の平均収入額に着目し、生活保護基準の100分の110以下であり、処分できる財産がないとき、利用者負担、保険料を100分の50に減免するという規定を定めております。このことから、保険基準より上回った状況でも減免はあり得ると考えております。

個人個人の収入について考えた場合、極端な例ではございますけれども、介護保険料は収入がない方もお支払いしていただいているわけでございます。

これの例といたしましては、世帯が課税されている。どなたかの扶養になっていらっしゃる。収入がなくても資産、預貯金があるといったケースでございます。保険料の賦課のみをもって生活保護以下になるかどうかは総合的に判断する必要があると思われま。

また、保険料を賦課するときに、その方に本来適用すべき段階の保険料を負担していただく生活保護が必要になってしまう場合がございます。それより低い段階の保険料であれば、生活保護を必要としなくなるのであれば、低い保険料が適用されるという境界層措置もございます。

サービスの利用におきましても、低所得者の方に対して社会福祉法人が提供するサービスを利用した場合に、利用料の軽減がされる社会福祉法人等による利用者負担軽減制度がありますので、そのような軽減措置も対象になる方には手続していただいております。

なお、対象人数でございますが、現在のところ対象者はございません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ちょっと認識があれだったのか、弥富市の場合、2013年度版、毎年キャラバンが来ると思うんですけども、このキャラバンはちょっと1年古いんですけども、この資料によりますと生活保護基準以下となっております、まずは対象者というか、受けている方はゼロ人でいいんですけども、今著しい減少ということではなかったのか、ちょっと戸惑ってはいるんですけども、基本的には生活保護基準並みということではいいのかな。110%に伸ばしたということで、改善されたということですね。済みません、じゃあこれは1年古いということですね。

実際に年金も本当にどんどん減って行って、生活保護基準以下の暮らしをされている方もたくさんみえます。そうでなくても基準ぎりぎりの層の方は、生活保護者は医療費など負担がなくなるということもあって、実際には生活保護を受けてない人のほうが負担が大きくなるというケースがあるので、その部分を含めて110に伸ばしたのかなあと思うんですけども、やはりもう少し伸ばしてほしいなあというのが私の気持ちではあるんですけども、そういった部分で努力されているのであれば、今後その部分について強めていってほしいなと思っております。

続いて、先ほども言いましたように、介護保険制度自体このまま行ったらもたないだろうと考えております。

保険料は高い、そして利用料も高い。介護保険料を納めても利用ができなくなると。ましてや、その一方で年金はどんどん下がっていくと。これを見直すためにも、やっぱり負担割合を考えていかなければならないんじゃないかあと思っています。

今、現行ですと国が20%プラス5%までというところでありまして、県が12.5%、市が12.5%ということでございますけれども、やはり自民党も前回の選挙のときには、これを10%程度伸ばしていくという方針もあったわけでありますので、ぜひとも国のほうももっとこの負担割合をふやすように、市としても、市長としても要望していただきたいなと思っております。

ただ、今現状として国が伸ばせばと言っている、今の弥富市民の負担、大変な思いをされて介護保険を払っている方は、現状は変わらないものですから、市だけでも国保と同じように一般財源からの繰り入れを行ってはいかがと思いますけれども、そのあたりについてどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

医療であるとか、あるいは介護であるとか福祉という形の中で、社会保障、今は年金、そして子育て支援という状況の中で、これは御承知のように、2年前にいわゆる3党合意の中で社会保障税一体改革ということで消費税増税が問題になったわけでございます。そして、消費税の増額分につきましては、これらの社会保障費に充てていくというのが合意でございましたけれども、基本的には今回、消費税は5%から8%になったわけではございますけれども、来年10月から当初の予定では10%にしていくということでございました。

しかし、そういうことが先送りと、生活と暮らしを優先する、あるいは経済の成長をさらに進めていくというような状況の中でそのような判断をされているわけでございますけれども、私はこういうような状況になったときに国に要望していきたいのは、代替財源をしっかりとお願いしていきたいということがまず第一でございます。

例えば来年、子育て支援という状況の中においては、子ども・子育て会議という状況の中で、消費税が10%になったときには7,000億円を手当するというのがいわゆる3党合意での子ども・子育て会議の一つの財源でございました。しかし、この子ども・子育て会議につきましては、何とか実行していこうというふうに言っておられますけれども、果たしてそれがどこまで実行されるか少し疑問なところもあります。

ましてや、医療・介護ということについては一言もおっしゃらない。このことが非常に私としては不安であるということをおもっております。社会保障の充実ということが、今本当に

国民の間で急務であろうと思っております。

そして、那須議員のおっしゃるように、国保のように法定外の繰り入れをしていったらどうかということでございますけれども、これも国保、今弥富市で加入が約1万2,000名近くおありになるわけでございますが、その医療費というのは給付額として約30億、今必要になってまいりました。

そういう状況の中で、この収納率が高くなればこういう形の法定外の繰り入れはしなくてもいいわけでございますけれども、しかし国保の運営がスムーズにいくために、大変申しわけございませんけれども、今収納率が92%ぐらいです。そういった状況の中で、国保運営がうまくいくために我々は1億7,000万円とか、過去の中においては2億数千万まで繰り入れをさせていただいたという実態でございます。

そういうような形の中にあるわけでございますが、介護の場合は、財政の安定化基金というのも私どもは持っておるわけでございますけれども、まずその基金を使いなさいというのがいわゆる厚生労働省の指導であります。いわゆる財政の安定化基金、例えば私どもといたしましては、今現在4,800万円の基金を実は持っているわけでございます。

しかし、この基金を来年、平成27年から向こう3年間の介護事業計画をするときにおいて、まずはこれを最初から使っていくということにつきましては、少し考えていかなきゃならないと思っておるところでございます。

これがまた社会保障制度の一つの趣旨という形の中で、一般会計からその公費負担割合、例えば市町村の場合ですと12.5%というのが決められておるわけでございますけれども、これ以上を拠出してはならないという形で厚生労働省からの指導があります。そういう状況の中において、私どもといたしましても何とか特別会計としての介護事業計画での市町村の負担12.5%を超えるわけにいかないということが指導でございますので、基本的には国保のように法定外の繰り入れをすることができないというふうに御理解いただきたいと思っております。

仮に、一般会計から繰り入れた場合においては、一般会計が非常に圧迫されてくるということもあるわけでございますので、そういった形の中で、現在はそういう状況の中では厚生労働省の市町村に対する公費負担割合以上は拠出しないということに対しての指導を守っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長、当初おっしゃられたように、消費税を餌にして多少なりの社会保障をやろうという建前でございますけれども、実際はこの消費税の増税分13兆円ある中で、例えば介護に充てるものであれば1%、こんな中でやっていこうということ自体が、私にとってはナンセンスというか、ちょっと考え方がずれているんじゃないかなと思います。

それで、じゃあその財源をどこに持っていくのかというのはまだまだ不透明のところもありますし、それは消費税がなぜ必要なのかといたら、やっぱりしっかり取るべきところを取っていないからこそこれが圧迫されて、国民にツケを回すということになっているので、やっぱりその点については、財源は別の方向で考えていくのが正しいんじゃないかなと私は思っております。

今そういう話をしておってもしょうがないものですから、もとに戻りますけれども、まず一般財源から法定外の繰り入れを行うことについては、ほかの市町村で実はやっているところもあるということで、市長も今うなずかれたので知ってみえると思うんですけども、そういったことも可能ではあるんですね。

原則として、確かに行ってはいけないと。原則としてということなので、そうじゃないちょっと例外的なところはあるということ、じゃあそれについてペナルティーがあるのかと。それを行ったことで、例えば交付金が減ったりとか、そういうことがあるのかといえ、そうではないということで、よくやられておりますし、そもそもが国自体も、今ちょっと解散でうやむやになってしまったんですけども、解散になる前はこの負担割合をふやすとか、一般財源からの繰り入れも可能にしようということも検討されていたようなので、やはりそういう方向に進んでいるというか、そうせざるを得ないですよ。このまま、現状のままどんどん負担が伸びていってしまっただけでは払えないですよ。

実際、先ほど市長も言われたように、国保の収納率が上がればと言っておりますけれども、国保に加入している方の状況を考えましたら、それは払い切れない部分も出てくると思うんです。特に国保に加入している方、弱者のほうが多いと思うので、そういった意味から考えましても、なかなかこの収納率を100%にできるかといったら、必ずしもそうじゃないと思うし、やはりそういった意味では景気が上がっていかないと国保も払えないという部分になる。ましてや、逆に言えば非正規雇用等がふえているおかげで、さらにそれが国保の部分を圧迫しているんじゃないかなと。例えばこれを正規職員で会社がしっかりと厚生年金でかけていけば、こういった部分は減らせるんじゃないかなと私は思っておりますので、そういったことも含めて、今の状況としてはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。

そういった部分で、本当に大変な思いをされている方々に対して、市からも一般財源から繰り入れをする必要が出てくるんじゃないかなと思っておりますが、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員御承知のように、この介護保険の財源というのは公費半分、被保険者半分という形の中で構成されておるわけでございます。そして公費半分のうち25%は国の財政負担、そして県の財政負担と市町村の財政負担は12.5%ずつという形でございま

す。

私が最初に申し上げたのは、いわゆる社会保障税一体改革の中で国の負担分をもう少し伸ばすべきだと、上げるべきだということを申し上げておるわけでございます。それは被保険者に対して、いわゆる財政負担の公費半分ということに対して、特に第1種の被保険者に対して、64歳以上の被保険者に対して、保険料をやっぴり大変厳しいという状況も踏まえて、国のほうがもう少し頑張っていたきたいということを申し上げておるわけでございます。

再度、答弁として申し上げますけれども、国民健康保険という形の中とは同じように考えておりません。そうした形の中において、一般財源から介護保険のほうへ繰り入れするということは、現在のところは考えておりません。

しかし、今4,800万ある基金に対して、さらにこれが上積みできるような状況になれば、これは低減策という形の中でその財政調整基金と繰り入れもいかなというふうに思っておりますけれども、3年計画の最初から繰り入れるわけにはいかない。やっぴりしっかりとした運営をしていく、恒久的にこの制度を持っていくということが私は大事だろうということに思っています。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに、本当に3年間でこれを食い潰すわけにもいかないでしょうし、そういった部分は考えられるんですけど、言ったとおり、やはり国のほうがしっかりと負担割合を多くして、国庫補助をもっとふやしていくのが本来だと思うんですけども、実際はなかなかそれが今進んでないという状況の中で、市町村にかぶってくる部分が多いんじゃないかなと思っております。

そのことについては、今後検討をされて、今、市長も多分現状はよく御理解いただいていると思っておりますので、そういった部分に対してしっかりと救済措置を考えていただきたいと思いますと思っております。

あと介護の利用料についてなんですけど、さっきのキャラバンの資料によりますと、愛知県内で知多北部広域と弥富以外は、利用料に対して減免措置の部分において一般会計からの繰り入れを行っているんです。ところが、弥富市と知多北部の広域連合については、一般財源からの繰り入れをして減免措置はしていないということなんですけど、これは件数がゼロだからやっていないだけなのか、それともそういう制度がもともとないのかというどっちなのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 介護保険料についての一般会計からの繰り入れということにつきましては、それを目的としてということではありませんけれども、先ほど部長の答弁の中で申し上げました社会福祉法人等による利用者の負担軽減制度というのがご

ざいまして、その財源は一般会計から出しておりますので、これの対象者は利用なさってみるかどうかはまだ確認しておりませんが、9名ほどお見えになりまして、これは減免の割合は利用者負担の4分の1を軽減するという制度になっておりまして、それについては一般会計から支出しておりますので、そういう意味では全くないわけではありませんけれども、ほかのところがどういう形で出しているかはちょっと確認とれておりません。申しわけありませんけど、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今やられていることが、実際ほかの市町村でそれをやっているということで、こちらに表記してある資料で書かれているのか、やっぱりそういった実態はぜひとも今後研究していただきたいなと思っておりますし、それで、もし仮によその市町村と比べて弥富が劣っているということであれば、今後制度の改善をしていっていただきたいと思っております。

介護の実態というのは、本当に年々厳しくなっていくし、しかも要支援の方も外されて、今後弥富市としては後退させないという力強いお言葉をいただいたんですけど、やはり市としても負担が大きくなってくるんじゃないかなと思っておりますので、しっかりと高齢者対策として考えていかなければならないと思っております。

そういった意味でも、一緒になってこのまち、そして国にも要望しながら、高齢者が安心して暮らせるようにしていただきたいと強く願ひまして、今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高君） 暫時休憩します。再開は3時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時11分 休憩

午後3時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願ひします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に介護にかかわる人材育成とひとり暮らしの高齢者対策について、質問をさせていただきます。

初めに、介護職員の現状と将来予想から、介護職員の人材育成についてお伺いをいたします。

平成25年、公益法人日本経済研究センターの経済百葉箱の番外編「介護難民をなくせ」という研究論文の中で、団塊の世代の多くが75歳以上となる2025年には、65歳以上の高齢者数

は3,685万人で、2042年には約3,878万人とピークに達する見込みとされています。また、要介護認定者数の推移を見れば、平成12年は250万人、平成24年には550万人と、この12年間で2.2倍になっています。将来の推計を見ていきますと、2025年には要介護認定者数は700万人を予想しています。

介護職員数につきましては、平成12年は55万人、平成24年には133万人と2.4倍になっています。将来の推計を見ていきますと、2025年、これは平成37年ですが、237万人から249万人の介護職員が必要だとしています。しかしながら、現在の状況を当てはめていきますと218万人から229万人となり、19万人から20万人の介護職員が不足する予想が出ています。

また、介護現場での状況は、財団法人介護労働安定センターの意識調査により、介護職ごとの不足感として「多いに不足」というのが3.2%、そして「不足」というのが15.3%、「やや不足」が31.8%とあり、合計で50.3%が不足感を持っていることがわかります。

介護職員の離職率は、同センターの平成22年度介護労働実態調査で、産業系の離職率は14.5%に対し、介護職員の離職率は17.8%と高くなっています。この調査では、離職の原因という表現はしていませんが、介護職員の労働条件、仕事の負担についての悩み、不安、また不満についての調べでは、複数回答の結果、「仕事内容の割に賃金が安い」が44.2%、そして「人手が足りない」というのが40.2%、また「有給休暇がとりにくい」が36.1%、そして「身体的な負担が大きい」との回答は30.8%といったことから、仕事が苛酷な割には賃金が安いといった現状が読み取れます。

このようなことから、介護職員の定着率を高めるとともに、介護分野への新たな労働者の参入を促すことが求められています。

国では、その対策の一環として、平成24年度からの制度としてキャリア段位制度を始めました。この制度は、成長分野における新しい職業能力を評価する仕組みであって、企業や事業所ごとにばらばらではない共通の物差しをつくり、これに基づいて人材育成を目指しています。

その中の一つの分野といたしまして、介護プロフェッショナルでは、既存の国家資格制度や研修制度との関係も考慮し、特に実践的スキルについて重点的に評価をします。これは現場の介護職員にとって、1にどんな技術ができるかという証明になること、2にやりがいとモチベーションの向上につながることで、3に転職の際のデメリットを軽減できること、4に介護分野への参入を促すことができることがあります。

また、事業所においては、1に評価する上では事業所内に経験のある介護福祉士の中から一定の講習を受けたアセッサーを選ぶ必要があります。2つ目に、キャリア段位を取得した職員が多ければ、質の高いサービスを提供していることをアピールできます。3つ目に、職員のやりがいなどを引き出し定着率の向上につながりますと、このように国は新たな制度を

構築して介護職の定着率を高め、介護に若い世代の人材参入を促す施策を打ち出しております。

そこで、質問をさせていただきます。

初めに、現在、弥富市の介護事業所の入職者状況で、新たな入職者数と入職率、それと離職者数と離職率を教えてくださいませんか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） お答えいたします。

介護職員の方の入職と離職の御質問でございますが、市内にある2カ所の特別養護老人ホームと主な訪問介護事業所について、平成25年度中の状況を調査いたしましたところ、まず正規の従業者の方につきましては、従業者数104名で、就職者数は16名、就職率15.38%です。離職者数は14名、離職率13.46%です。

次に、臨時職員の方では、従業者数は112名で、就職者数は22名、就職率19.64%、離職者数は36名、離職率32.14%、以上のようなことから、市内の事業所におきましては、臨時職員の方について離職率が高いことがうかがえます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいまの御答弁で、本市では臨時職員の離職率が約32%ということで、高いことがわかりました。

このように人材育成は大事な分野だと思いますが、そこで弥富市あるいは海部地域全体でも結構ですので、人材育成の現状といたしまして、人材育成機関数、そして養成講座数、また平成25年度の講座受講の修了人数もあわせてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 人材育成の現状について、お答えいたします。

介護職員についての人材育成機関として把握しておりますところは、市内ではございません。海部地域ですと、蟹江町に特定非営利活動法人介護研究会笑というNPO法人がございます。福祉に関する人材育成事業を行ってまいります。

25年度の実績としまして、幾つか申し上げます。

喀たん吸引等研修を3回実施、受講者数は合計39名、介護従事者の初任者研修を3回実施、受講者数は合計は20名、実務者研修を1回、受講者数は6名、医療的ケア教員講習会2回、受講者数は34名、事業所対象の研修としまして、現任研修を10カ所で73回、ちょっと人数は不明でございます。キャリア教育推進事業として、高校生を対象に2回、そのほかには地域介護サポーターフォローアップ研修を5回実施で、受講者数は102名となっております。

さらには、ケアマネジャー、介護事業所スキルアップ講座をそれぞれ3回、ほかには介護福祉士国家試験受験対策や感染症予防の勉強会など複数回開催してみえるという状況であり

ます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 本年3月議会において、三浦議員の質問に対しまして市側より、NPOが行う介護従事者の養成研修の周知、そして啓発を行い、人材の育成に努めていくと御答弁がございました。

ただいま人材育成機関数、そして講座数、そして受講数を御答弁いただいたわけですが、終了後といいますか、その後の状況につきましてはいかががでしょうか、お伺いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 人材育成につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな養成研修を身近にあるNPO法人である介護研究会等によって実施していただいております。

これには市内の事業所、介護職員の方々が多数受講してみえますので、それによりまして確かな人材育成につながっているという認識であります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、この問題につきましての最後に、市長にお尋ねをいたします。

介護職員の現状は、賃金水準も他の産業と比べますと低い水準にあると思いますが、介護職員の処遇改善に対するお考え、また人材育成についてのお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

今までの質疑の中で、また私どもの答弁という形の中で、介護職員さんの現実の姿というのが浮き彫りにされてきておるんじゃないかなあと感じております。大変離職率が高い、あるいは賃金的な問題がある、仕事がきついという形の中で、深夜勤務なんかもあるわけでございますので、大変きつい仕事であると事実だと思っております。

しかし、このような状況においても、超高齢化社会におけるさまざまな形の中で介護における必要な人材ということを見つけ出していかなきゃならない、確保していかなきゃならないというのは、それぞれの介護事業所も切実な問題だろうと思っております。

先ほども議員おっしゃるように、国においてもさまざまな報酬の改善ということについて行われておるわけですが、これをぜひ一つは持続していただきたいと思っております。

また、介護事業者に対しまして、経営努力という観点から、この介護の事業所でお仕事

をされる方に対する、職員さんに対してしっかりと補っていただきたいというか、そういったようなことを実施していただきたいと思っておるわけでございますけれども、人材育成と重なる部分があるわけでございますが、これは輪中の郷の初任給と、そして私ども弥富市の職員、大学卒あるいは短大卒、高校卒という形の中で比較をさせていただきました。

例えば、大学卒の状況の中においては、一般職では大学卒、輪中の郷では17万2,200円でございます。これは私どもの市役所の初任給17万5,600円と3,000円ほどの差はあるんですけども、そう大きな初任給の差はないということでございます。そして、短大卒でありますと一般職で、輪中の郷は15万8,700円お支払いをしてみえるようでございます。私どもとしては15万5,700円で、これは逆に輪中の郷さんのほうが初任給という点ではいいわけでございます。また、高校卒におかれましても、輪中の郷さんは14万9,800円、そして私どもが14万2,300円で輪中の郷さんのほうが若干いいということでございます。

これは人材育成と絡めるということにつきましては、介護福祉士という資格を取っていただくと、さらにその初任給に対する上積みが最初から計算をされるわけでございます。ぜひ御本人にとってもみずからを啓発していただいて、介護福祉士という資格を取っていただいて、それぞれの事業所でお勤めいただくことが給与等の問題においては改善されてくると思っております。

また、輪中の郷さんにお聞きいたしますと、この資格を取るためには、その支度金という形の中で準備していくということも聞いておりますので、ぜひそのような形でこの介護福祉士の資格を取っていただきたいと思っておるわけでございます。

また、民間の事業所と特別養護老人ホームという形の中で、若干考え方を異にするわけでございますが、炭竈議員御承知のように、私ども弥富市といたしましては、輪中の郷のような社会福祉法人においては助成に関する条例が定めてありまして、その第2条において、市長は社会福祉法人に対し補助金を支出したり、有利な条件で貸付金を支出することができるということになっております。こういった制度がございますので、また事業所のほうから申請をしていただいて、この有利な条件のものをお使いいただきたいと思うわけでございますけれども、じゃあ民間の事業所はどうするかということになりますと、全て経営努力ということになってしまうわけでございますけれども、その辺の差が出てくるというようなこともあります。

御承知のように、平成の初めから平成23年まで続いたわけでございますけれども、市民の多くの御協力によって輪中の郷ができたわけでございます。そして、それ以後、二十数年にわたりまして、当初の建築の負担金あるいは利子補給という状況の中で大きく補助金を出させていただきました。これは一番最高のときには1,500万ほど拠出してございまして、平成23年のときには約900万で終了させていただいております。このようなことが、先ほど言いま

したように社会福祉法人の助成に関する条例という形のものがあるわけでございます。そういった形の中で、これからも努力をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、先ほども人材育成については所管のほうから、担当のほうから述べさせていただきましたが、やはりまずは本人が努力することも非常に大事だろうと思っております。そのことが自分の給料にもつながっていくということにもなりますので、ぜひ頑張ってくださいと思っております。

私どものできることは、それは社会福祉法人という形の中で限定されますけれども、応援もさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長より、総論としてお答えをいただきましたんですけれども、社会福祉法人への補助と、それから民間ということの事業所への、市としては公正であるべきだと思っておりますけれども、そういうわけにはいきません。

ですので、また市長会議などで国に対しまして、この介護報酬のあり方については適正になるように、より一層の改善を目指していただきたいと思いますということを心から願うものでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

ひとり暮らしの高齢者対策について、お尋ねをいたします。

9月議会において、ひとり暮らしの高齢者数を教えていただきました。平成26年4月の段階で、ひとり暮らし高齢者世帯は1,415世帯、高齢者のみの世帯は1,536世帯とのことでございますが、以前から、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯の状況の把握には民生委員さんの御活躍があつてのことだと思っておりますが、このたび第186回通常国会で成立をしました、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案では、地域で生活する高齢者に対して、どのように医療・介護、地域住民、ボランティアなどがかわっていくかということが課題として浮き彫りになり、地域というキーワードを前面にして今後の高齢社会を乗り越えようとしています。

高齢者の方々が住みなれた地域で生活するために、医療・介護、地域社会、ボランティア等の連携のもとに地域の包括ケアシステムが構築されるものと考えます。高齢者の方々を見守るために繊細な問題として出てくるのが、個人情報をもどのように取り扱い、どのように共有するかということだと思っております。

さきの9月議会で、堀岡議員の質問の中に認知症高齢者の徘徊対策として、市では防災無線を利用した臨時放送や市の安全メールで対応するとし、また県ではSOS広域ネットワークの実施要領の策定に取りかかっているとの御答弁でございました。

特に認知症もない高齢者の方々の見守りについては、情報の共有まで至っていません。そ

こで、いざというときの情報共有を、個人情報保護と両立した形での対策を確立していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 高齢者の方の見守りの観点から、その情報の共有ということでございますが、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の実態把握は、議員のおっしゃるとおり民生委員さんを通じてお願いしているところであります。

現在、高齢者、障害者、災害時要支援者などの名簿は担当課で管理しておりますが、災害対策基本法の改正を踏まえまして、市町村長は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の関係者に名簿情報を提供するものとする。また、市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難・支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者、その他の者に対し名簿情報を提供することができるということでありますので、今後は介護高齢課や福祉課、防災安全課が連携し、自主防災会や自治会などからの情報提供の要望に対応できるよう準備してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 差し迫った超高齢社会に備えまして、あらゆる取り組みを連携させながら、連動させながら多様なサービスの展開を総合的に推進していただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

2点目でございますが、2点目に認知症カフェへの取り組みについてお伺いをいたします。

平成25年度から平成29年度までの計画とする国の認知症対策5カ年計画では、1. 標準的な認知症ケアパスの作成・普及、2. 早期診断・早期対応、3. 地域での生活を支える医療サービスの構築、4. 地域での生活を支える介護サービスの構築、5. 地域での日常生活、家族支援の強化、6. 若年性認知症施策の強化、7. 医療・介護サービスを担う人材の育成といったようにメニューがございますが、その中で5番目に上げさせていただきました地域での日常生活、家族の支援の強化という項目の中に、認知症カフェの普及により、認知症の人やその家族などに対する支援の推進と起債をされております。

そこでお尋ねをいたします。

これまでも認知症カフェの取り組みについては質問がなされておりますが、9月議会での同質問に対して、市側より、平成27年度から認知症カフェについては名称を変えて実施すると回答を得ています。

そこで、一つ提案でございますが、9月議会では、私は空き家対策について質問をいたしました。その中で、空き家の利活用についてお尋ねをしたところ、市のほうは、現時点においては利活用対策を講ずる考えはありせんといった御答弁でございましたが、今回提案をさせていただきたいのは、空き家として放置されている家で状態の比較的よい良好な空き家をこの認知症カフェとして再利用できるようにしてはどうでしょうか。市側の御見解をお尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 空き家で認知症カフェとしての活用につきましての御質問でございますが、認知症カフェへの取り組みにつきましては、新年度から取り組むために計画中でございます。

一部の介護事業所におきましては、既にもう取り組んでおるところがございます。さらに、これから開催したいという事業所も五、六カ所ございます。このことを踏まえて、市といたしましても、新年度以降、この事業に対して支援をしてみたいと考えております。

実施に当たりましては、やはり最初は設備と介護になれたスタッフが必要であり、参加者が安心して参加できるという条件を整える必要があると考えております。軌道に乗りましたら、自治会とか福寿会、自主サークル等として取り組んでいただけるようになれば理想であると思っております。

開催場所についてでございますけれども、まずは介護事業所から始まり、公共施設、自治会集会所と広がっていければと考えております。

御指摘の比較的良好な空き家の利用については、まず衛生面、安全性、防犯上の問題や施設を借り上げるということが必要になってまいりますので、その借り上げ料など検討する内容もたくさんございまして、それに伴う問題点も多くあるかと考えております。

現段階では、まず先ほど言いましたように、公共施設、自治体集会所等を中心に考えてまいります。空き家での実施につきましては今後の課題にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 空き家での利用実施が今のところは困難であるということでございますけれども、今後、利用可能な家屋が出てくるかもしれませんし、ぜひ使ってくださいというお声もあるかもしれません。そういったときには、また御検討いただけるように要望をしておきます。

また、一部事業所において、もう取り組まれているということで御答弁いただきましたけれども、これからもまた予定をされているところもあるということでございます。そうした取り組みが、今後地域の支え合いや家族支援のために、お互いが励みとなるように推進への

拡大を要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3点目でございます。

3点目に、健康マイレージ事業についてお伺いをいたします。

住民の健康づくりを促進する健康マイレージは、日々の運動や食事などの生活改善、また健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、市町で決定した健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めると特典を得られるものでございます。

全国でも、静岡県また福岡県等が事業導入が先駆けとなりまして、愛知県では平成26年から市町村共同事業として健康づくりにつながる取り組みを実践することによってマイレージ、ポイントを獲得でき、一定以上のマイレージ獲得者には県内協力店でさまざまな特典サービスが受けられる優待カードを交付する愛知健康マイレージ事業を開始しています。

こうした中、あま市では本年9月からあま健康マイレージ事業を開始し、各種健康診断の受診や運動、またイベントや講座への参加など、自己申告の上ポイントを得ることができ、一定のポイントがたまったら応募による景品交換や、また協力店でのサービスが受けられるというもので、ポイントカード付きのチラシを全戸配付いたしまして、住民の健康づくりを推進しております。同じく蒲郡市や田原市、岩倉市や安城市、こういった県下においても参加市町はふえつつあります。

この健康マイレージ事業につきましては、本年3月議会でも同様に質問をさせていただきました。本市における事業の導入への質問に対しまして、市側より、弥富市においても県が実施するあいち健康マイレージ事業に参加をし、市民一人一人の方が健康寿命を延ばし、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりに取り組む動機づけ支援をしていきますとの前向きな御答弁を得ております。

そこでお伺いをいたします。

本市におかれましても、早期導入をしていただきたく、その後の進展状況と今後の取り組みへのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 健康マイレージ事業の進捗状況と、今後の取り組みということでお答えさせていただきます。

愛知県では、行政、企業、関係団体等が連携して、社会全体で個人の健康づくりを支え守るため、平成26年9月1日より市町村と共同で愛知健康マイレージ事業を立ち上げたところでございます。

県内では、御指摘のようにあま市、犬山市など7市で実施されておりますが、本市においては実施に向けての検討は進めてまいりました。健康づくりメニューなど、他市町村の状況

を参考にしながら検討を進めてまいったわけでございますけれども、県が市に行っております協力店の依頼、認定作業でございますが、余り進んでいないという状況でございます。せっかくマイレージを獲得いたしましても、サービスを受ける協力店が少ない状況であります。実質的にこの地区で使えるのは1企業だけというような現状でございます。

そういった中で、この協力店の進展状況を見ながら、来年度実施に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 来年度より事業のスタートということでございます。

今、協力企業のお店が少ないということで、これからだと思えますけれども、事業内容として、具体的なお考えがスタートに向けてあるようでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 本来、健康づくりは個人個人が考え実施することが必要であります。主体的な健康づくりを支えるために社会全体で支援していくことも重要なことでございます。

健康的な生活習慣の確立、健康の自己管理能力の向上、生きがいづくり等に視点を置いた健康づくりメニューの作成、県の優待カード、愛知健康づくり応援カードの利用とあわせまして、市といたしましても、楽しみながら健康づくりを目指す特典としてきんちゃんグッズの交付などを使って進めていくことも検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 健康マイレージ事業で健康づくりに励むきっかけとなれば、先ほども申しましたように、健康診断の受診率の向上、また日常生活の改善などで医療費や介護費の抑制にもつながると思います。

また、先ほど協力店が少ないというお話もございましたけれども、今後また協力店などの参加を募って、地域の経済活性化にもつなげるよう期待できるものと考えております。

例えば、あま市のように、市民にわかりやすいようにチラシなどで周知をしていただくということで、多くの市民が本当に楽しく健康づくりに参加できるように取り組みをしていただきますことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時55分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 平野 広 行

同 議員 三浦 義 光